

新型インフルエンザ対策行動計画

平成17年12月

(平成18年12月改定)

(平成21年11月改定)

山形県

目 次

頁

I	背景	3
II	目的	4
III	発生の状態	5
IV	新型インフルエンザ対策に関する基本的事項	
1	新型インフルエンザの症例定義	6
2	検査体制	7
3	医療体制	7
4	積極的疫学調査	9
5	サーベイランス	10
6	個人、家庭における予防対策	11
7	社会・経済機能の維持	12
V	危機管理体制	
1	危機管理体制の確立	14
2	各関係機関の役割	15
VI	発生段階別の対応	
1	前段階（未発生期）	17
2	海外発生期	24
3	国内発生早期	30
4	感染拡大期	37
5	まん延期・回復期	43
6	小康期	50
VII	低病原性であることが判明した場合の対応	52
	用語解説	56

新型インフルエンザは、毎年、季節的に流行を繰り返しているインフルエンザウイルスとは表面の蛋白（抗原）が全く異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で、世界的な大流行（パンデミック）を引き起こしている。

20世紀では、1918年に発生したスペインインフルエンザの大流行が最大で、世界中で約4千万人が死亡したと推定されており、日本においても約39万人が死亡している。また、1957年アジアインフルエンザ、1968年香港インフルエンザがそれぞれ大流行し、健康被害にとどまらず、社会・経済活動にも大きな影響を与えた。

インフルエンザが新型インフルエンザに変異する仕組みについては完全には明らかにされていないが、鳥類のウイルスが突然変異したり、人のウイルスと交雑したりすることで、人に感染しやすいウイルスが出現するといった可能性が高いとされている。

2003年12月以降、東南アジアやエジプトを中心に鳥インフルエンザ（H5N1）が世界的（62地域）に流行しており、鳥から人に感染する事例が2009年8月11日時点で、15カ国、発症者440人、そのうち死亡者262人が確認されている。この鳥のインフルエンザウイルスが変異し、人から人に効率よく感染する新型インフルエンザが発生する可能性が危惧されている。

日本では、鳥インフルエンザ（H5N1）の人への発症者は確認されていないが、平成16年以降、山口県、大分県、京都府、宮崎県、岡山県において家きん類に発生した事例や、平成20年、青森、秋田、北海道の野鳥から高病原性鳥インフルエンザ（H5N1）の発生が確認されている。

新型インフルエンザの発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、交通手段の発達により地球規模で大量の人が短時間に移動する時代でもあり、世界中のどこかで新型インフルエンザが発生すれば、我が国への侵入も避けられないと考えられる。ひとたび国内で発生すれば感染拡大による健康被害は甚大となり、社会・経済の破綻が危惧される。

新型インフルエンザが出現した場合に想定される本県の患者数は、第7回ヨーロッパインフルエンザ会議の勧告に基づき人口の25%が罹患し、米国疾病管理センターにより示された、流行が8週間続くという仮定の推計モデル（FluAid 2.0及びFluSurge2.0）を適用すると、外来患者が約9万7千人～約22万人5千人（中間値約16万人1千人）、入院患者が約2,700人～約6,800人（中間値約5,300人）で1日あたりの入院患者が最大約1,000人、死者が約700人～約1,700人（中間値約1,200人）出るという予測となる。なお、これらの推計においては、現在の我が国の衛生状況や新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響（効果）等については考慮されていない。

このように膨大な患者が発生した場合、すべての医療機関に負荷がかかる状況となり、

新型インフルエンザ患者への医療体制の確保や新型インフルエンザ以外の医療の体制確保とともに医療スタッフを含め保健・医療や危機管理に対応する者の健康確保が課題となる。また、社会機能や経済活動の混乱も懸念されるため、県民に対する迅速・的確な情報の提供と、関係機関と連携し、社会的混乱を抑制する必要がある。

一方、2009年4月、北米に端を発した豚由来の新型インフルエンザ（A/H1N1）は世界的な流行を見せ、WHO（世界保健機構）は同年6月、警戒水準をフェーズ6（大流行期）に引き上げた。日本でも同年5月に神戸市内において高校生への感染が確認されて以来、本県も含め、感染患者は増加の一途をたどっている。

しかしながら、この新型インフルエンザは、季節性インフルエンザと比べ感染力は強いが、多くの感染者は軽症のまま回復しているという特徴（低病原性）を持ち、想定していた健康被害の程度とは異なるものであった。

このため、新型インフルエンザに対しては、その病原性の特徴や地域の実情に応じた柔軟かつ迅速な対応が求められている。

Ⅱ 目的

本行動計画は、関係機関が共通の認識に立ち、県民の不安解消、流行の拡大による県民の健康福祉並びに社会的被害を最小限に抑えるために、国策定の「新型インフルエンザ対策行動計画（平成17年11月14日策定、平成21年2月改定、以下「国計画」という。）」との整合性を図りながら、事前の対策からパンデミックが発生した場合にとるべき対応策を定めるものである。

新型インフルエンザ対策の目的及び対策の基本方針を次のとおり定め、対策を講じていく。

【目的】

感染拡大を可能な限り防止し、健康被害及び社会・経済機能への影響を最小限にとどめ、県民生活の安定を確保する。

【基本方針】

- 1 的確な調査と情報収集及び県民に対する迅速で正確な情報提供
- 2 患者に対する適切な医療の提供
- 3 適切な感染拡大防止策及び社会対応策の実施

本行動計画は、今後、国が行う国計画の見直しや各種ガイドライン、マニュアル等の作成等により、必要に応じて修正を行っていくこととする。

Ⅲ 発生の状態

新型インフルエンザへの対策は、発生状態によって対応が異なることから、発生の状態について、国計画の発生段階を基に未発生期から小康期までの7段階に分け、状態に応じた対策を実施する。

なお、これらの段階は必ずしも時系列に対応するものではなく、一気に「4 感染拡大期」や「5 まん延期」に移行することもあり得る。

1 未発生期	
	新型インフルエンザが発生していない状態。
2 海外発生期	
	海外で新型インフルエンザが発生した状態。
3 国内発生早期	
	国内で新型インフルエンザが発生した状態。
4 感染拡大期	
	県内で新型インフルエンザが発生し、入院措置等による感染拡大防止効果が期待される状態。
5 まん延期	
	県内において入院措置等による感染拡大防止効果が十分に得られなくなった状態。
6 回復期	
	県内においてピークを越えたと判断できる状態。
7 小康期	
	患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。

IV 新型インフルエンザ対策に関する基本的事項

新型インフルエンザウイルス（高病原性）は現時点で出現していないため、以下の内容は平成21年2月に改定された、国の新型インフルエンザ行動計画・ガイドライン等と整合性を図ったものであり、今後、科学的知見の蓄積等により作成・更新される国の各種ガイドライン、実施要綱等により修正を行っていく。

1 新型インフルエンザの症例定義

(1) 新型インフルエンザ（高病原性）の症例定義

新型インフルエンザは、まだ発生していないため、明確な症例定義はない。発生した時点で、WHO及び国において明確な「症例定義」が示される。現時点では鳥インフルエンザ（H5N1）の症例定義を参考とする。

① 要観察例

下記アまたはイに該当するものであり、かつ38℃以上の発熱及び急性呼吸器症状がある者又は原因不明の肺炎、若しくは原因不明の死亡例

ア 10日以内に新型インフルエンザ患者（疑似症患者を含む）との接触歴を有する者

イ 10日以内に新型インフルエンザの発生地域に滞在し、不特定の有症状者（咳、発熱等）との接触歴があるもの。

※接触歴：新型インフルエンザ発症者または発症が疑われる者と2mの範囲内で、対面で会話やあいさつ等の接触のあったものを指す。

② 疑似症患者

38℃以上の高熱（インフルエンザ以外の疾患との鑑別を要する）及び急性呼吸器症状がある者のうち、以下のいずれかの方法によって病原体診断がなされた者

ア ウイルス分離・同定によるH5亜型の検出

イ ウイルス遺伝子検査によるH5亜型の検出

③ 患者（確定例）

38℃以上の高熱及び急性呼吸器症状のある者を診察した結果、症状や所見から新型インフルエンザが疑われ、かつ、検体から直接のPCR法による病原体の遺伝子の検出又は分離・同定による病原体の検出により、新型インフルエンザと診断した者

2 検査体制

(1) 医療機関における対応

- 臨床検体を採取する際、医療スタッフは、N95等のマスク、手袋、ガウン、ゴーグルを着用するなど十分な感染防護対策を講じた上で、咽頭ぬぐい液等を採取する。
- インフルエンザ迅速診断キットによる診断は、現時点では新型インフルエンザに応用が可能か不明であり、あくまで診断の一助としての利用にとどめる。

(2) 保健所における対応

- 医療機関等で採取された検体を、衛生研究所と調整の上、速やかに衛生研究所に搬入する。
- 検査結果が判明した場合、直ちに当該医療機関に結果を報告する。

(3) 衛生研究所における対応

- 検体採取にあたり事前にウイルス輸送培地を準備し、保健所、医療機関に供給する。
- 保健所から検体の搬送を受けた場合には、リアルタイムPCR法等遺伝子検査を実施する。

3 医療体制

新型インフルエンザの病原性が中程度の場合、パンデミック時には、1日当たり最大約千人の重症者が入院すると推計され、また、それ以上に外来患者が受診すると考えられるが、地域の医療資源には制約があることから、各医療機関の役割分担を含め医療体制を事前に計画する。

(1) 未発生期

- 二次医療圏単位で保健所を中心に、行政、医療、消防、警察等関係者による連絡調整対策会議を設置し、事前に連携体制を構築する。
- 医療機関等関係者の役割分担を踏まえ、発生段階ごとに発熱外来、入院病床等の医療体制を整備する。

(2) 海外発生期

- 保健所等に発熱相談センターを設置する。
- 慢性疾患等の定期受診患者に長期処方を行う等、受診機会を減らすよう要請す

る。

(3) 国内発生早期、感染拡大期

- 病院（感染症指定医療機関含む）、医師会、市町村等に発熱外来設置を要請し、県民に周知する。
- 発熱外来は、患者（疑い例含む）とそれ以外に振り分ける。
- 感染が疑われる患者を感染症指定医療機関等に搬送（入院措置）する。
- 感染症指定医療機関等は、検査、入院治療を実施する。

(4) まん延期

- 感染拡大防止効果が得られなくなった場合、入院措置を中止する。
- 発熱外来は、重症者は感染症指定医療機関と入院患者受入医療機関に入院、軽症者は在宅療養に振り分ける。
- 患者が増加し、医療機関に収容しきれない場合は臨時の収容施設を選定し、設置する。

(5) 抗インフルエンザウイルス薬

- 国の抗インフルエンザウイルス薬備蓄目標に合わせ、タミフル、リレンザの備蓄を進める。
- 経口内服薬としてのタミフル又は経口吸入薬のリレンザを発症から48時間以内に投与し治療を開始する。

※抗インフルエンザウイルス薬の選択については、WHOは新型インフルエンザに対してノイラミニダーゼ阻害薬による治療を推奨している。

※※新型インフルエンザの病状についての予測は常に変更りうること、新薬や新たなワクチンの開発等により、治療・予防方針については随時科学的知見を取り入れ見直す必要がある。

(6) プレパンデミックワクチン、パンデミックワクチンの接種

- 国が示す「ワクチン接種に関するガイドライン」に基づき実施する。

(7) 医療資器材の整備

- まん延期に備え、入院患者受入医療機関に対して必要となる個人防護具、人工呼吸器等の医療資器材の整備を支援する。

※入院患者受入医療機関：新型インフルエンザ発生時に入院医療を担当する医療機関

- 医師会、市町村等により設置運営される発熱外来に従事する医療スタッフ用の個人防護具を備蓄する。

(1) 原則

- 各保健所は感染拡大期において新型インフルエンザ発生事例の積極的疫学調査を行う。本庁（保健薬務課）は必要に応じて、国に技術支援を要請する。
- 調査中においても国と積極的に情報共有を図る。
- 調査実施の際は、調査を受ける者に対して十分な説明を行い、人権に配慮した対応を行う。

(2) 目的

- 全体像の速やかな把握に努め、感染源、感染経路等の特定を行う。
- 症例を早期探知するとともに、感染のリスクのある者（接触者）を迅速に把握し、必要に応じて適切かつ十分な感染予防策及び接触者管理を行い、不安解消に努める。

(3) 内容

① 症例基本情報・臨床情報調査

- 症例に対して、疫学情報や臨床情報などに関して情報収集を行うものであり、臨床部門、検査部門との調整により、検体検査も迅速に行う。

② 症例行動調査・感染源調査

- 症例の行動に関する詳細な情報の把握と接触者のリストアップ、感染源の特定を主な目的として行う。
- 症例の感染した場所が、国内か国外かを特定する。
- 国外における感染が考えられる場合は、国に報告する。

③ 接触者調査

ア 接触者の定義

- 接触者とは、新型インフルエンザ患者（疑似症患者を含む）が発症した日の1日（24時間）前より、解熱した日を0日目として解熱後7日目まで（発症者が12歳以下の場合は発症した日を0日目として発症後21日目まで）に接触した者とする。

(ア) 濃厚接触者

濃厚接触者とは、①世帯内居住者、②个人防护具（PPE）を装着しなかったかあるいは正しく装着せずに直接携わった医療関係者や搬送担当者、③患者の体液に防護装備なしで接触のあった者及び④会話することが可能な距離で、个人防护具（PPE）を装着しなかったかあるいは正しく装着せずに患者と対面で会話や挨拶等の接触のあった者（直接対面接触者）をいう。

(イ) 軽度接触者

軽度接触者とは、①前記(ア)－④の直接対面接触者のうち、患者との距離が2メートルよりも近くなることがなかった者及び②比較的閉鎖された空間(バス、列車等の交通機関内やレストラン、映画館等)において、个人防护具(PPE)を装着しなかったかあるいは正しく装着せずに、2メートル以内の距離で空間を共有した者をいう。

イ 調査の進め方

- ・ 接触者のリスト作成
- ・ 接触者健康状況確認
- ・ 接触者に対する面接または電話調査及び保健指導
- ・ 追跡調査
- ・ 接触者追跡の中止

5 サーベイランス

発生状況の進展に応じて、症例発生の早期探知、症例発生状況の把握、臨床状況やウイルス学的な追跡を行う。

(1) 発生動向調査

- 感染症法に基づく医師からの報告により、新型インフルエンザ(疑似症を含む)の発生動向について把握する。

(2) 家きん等における高病原性鳥インフルエンザのサーベイランス

- 家きん等におけるインフルエンザのサーベイランスを実施する。
- 家きん飼養者等からの異常家きんの早期発見・早期通報を徹底し、異常家きんを把握する。

(3) 病原体サーベイランス

- ウイルスの亜型を検査する。

(4) インフルエンザ薬剤耐性サーベイランス

- ウイルスの薬剤耐性を調査する。

(5) 疑い症例調査支援システムによるサーベイランス

- 保健所は医療機関から要観察例の報告を受けた時、報告内容を疑い症例調査支援システムに登録し、情報の共有を図る。

(6) アウトブレイクサーベイランス

- 海外発生期に入った段階で、全医療機関に対して、把握すべき事象の定義に当てはまるような事例を把握した場合には、保健所に通報するよう求める。

※把握すべき事象(アウトブレイク): 発熱と上気道症状(あるいは肺炎を罹患、それによる死亡)など、類似の症状を呈する3人以上の患者が存在し、同居家族などの疫学的なリンクがある場合やそのうちの一人が医療従事者である場合。

(7) パンデミックサーベイランス

- 海外発生期から国内発生早期までの間、定点医療機関等において、軽症例の患者の集積及び重症例の患者の集積を把握する。
- 感染拡大期から小康期までの間、指定届出医療機関等において、外来患者数、入院患者数及び死亡者数を把握する。

(8) 予防接種副反応迅速把握システム

- ワクチンの副反応の状況を把握する。

(9) 臨床情報共有システム

- 抗インフルエンザ薬の有効性、耐性発生の有無、迅速診断キットの感度・特異度等の診療情報に関する情報をリアルタイムに把握する。

(10) ウイルス学的サーベイランス

- 流行している新型インフルエンザウイルスの抗原性、遺伝子型、抗ウイルス薬への感受性を調べ、分析する。

6 個人、家庭及び地域における予防対策

新型インフルエンザの主な感染経路は、感染者の咳やくしゃみにウイルスを含んだ、飛沫(しぶき)を吸い込むことにより感染する場合(飛沫感染)と、咳やくしゃみ、鼻水などが付着した手による直接的な接触や、ドアノブやスイッチなどを介する間接的な接触により目や口から感染する場合(接触感染)が考えられる。予防対策は、通常のインフルエンザの延長線上にあり、県民一人一人が正しい知識を持ち、協力して家庭や地域を守る心構えが必要である。

(1) 個人・家庭の対応

① 発生前の準備

- 日ごろから、県や市町村、テレビ・新聞等のマスメディアやインターネットに

より新型インフルエンザに関する情報に注意し、感染防止策に対する正しい知識を身につける。

- 毎年流行する通常のインフルエンザ予防対策（咳エチケット、うがい・手洗い、マスク着用等）を習慣付ける。
- 2週間分程度の食料品・マスク・生活必需品等を備蓄する。

② 発生時の対応

- 国や県等から随時公表される発生に関する情報収集に努める。
- 本人、家族の発症が疑われる場合は、保健所等に設置される発熱相談センターに連絡する。
- 本人、家族が発症した場合は、発熱外来を受診する。
- 不要不急の外出を自粛する。

(2) 地域の対応

- 学校、保育施設等では感染が広がりやすいため、県内で患者が1例発生した段階で、知事の要請に基づき、学校等の設置者は臨時休業を検討する。
- 地域や職場における感染機会を減少させるため、不特定多数の者が集まる集会や催し物等の自粛要請、外出の自粛や公共交通機関の利用を自粛する。

7 社会・経済機能の維持

県内で流行した場合、約30万人（25%）が感染し、流行は8週間程度続くと想定される。また、本人の感染や家族の感染等により、事業所等では欠勤率が最大40%になることも想定され、社会・経済活動の大幅な縮小と停滞を招くとともに、公共サービスの中断や物資の不足により最低限の生活を維持することすらできなくなるおそれがある。

このため、新型インフルエンザ発生時に、社会・経済機能の破綻を防止し、最低限の国民生活を維持できるよう、国、県、市町村や各事業者において事前に十分準備を行う。

(1) 事業所における事業継続計画策定の促進

- 各事業者における、従業員や職場における感染対策、継続すべき重要業務の選定、従業員の勤務体制などをあらかじめ定めた、新型インフルエンザ発生に備えた事業継続計画の策定を促進する。

(2) 県・市町村における業務継続計画の策定

- 県及び市町村は、必要最低限の行政サービスを維持するため、業務継続計画の策定を進める。

(3) 社会機能の維持に関わる事業者に対するワクチン先行接種等の支援

- 社会機能の維持に関わる事業者に対し、ワクチンの先行接種等の支援を行う。

V 危機管理体制

1 危機管理体制の確立

(1) 新型インフルエンザ対策本部等の設置

- 県は、新型インフルエンザの発生状況に応じて、山形県危機管理要綱に基づく「山形県新型インフルエンザ対策本部（本部長：知事）」（以下、「対策本部」という。）、「山形県新型インフルエンザ対策会議（議長：副知事）」（以下、「対策会議」という。）を設置して全庁的な対応を行う。
- 対策本部の設置は、国内外を問わず新型インフルエンザによるヒトからヒトへの感染が確認された時点（WHOがフェーズ4の宣言を行った時点）で設置するものとする。
- 対策本部には、次の対策班を置く。

班名	主な業務
総合調整班	情報の取りまとめ、各班の連絡調整、本部員会議の開催、広報
管理班	職員等状況の把握、業務継続計画の監理
感染予防対策班	保健・医療情報の提供、発生状況の把握、各種サーベイランス、埋火葬対策
医療対策班	発熱相談センターの設置、医療体制の維持、移送、備蓄抗インフルエンザウイルス薬の供給、ワクチンの接種
社会対応班	ライフラインの維持、食料・生活必需品流通確保、廃棄物等の処理状況等の把握、学校等の臨時休業対策、事業所・施設等における状況等の把握、交通機関運行状況等の把握

- 総合調整班には、報道機関への情報提供を一元化するため広報官を置く。
- 各総合支庁は、対策本部の設置に合わせ、「山形県新型インフルエンザ対策本部地域支部」（以下、「対策支部」という。）を設置し、対策本部と連携を図り、速やかに対応を実施する。

(2) 新型インフルエンザの発生に備えた危機管理体制

- 新型インフルエンザ発生前においては、必要に応じて「新型インフルエンザ対策関係課長会議（議長：危機管理監）」を開催し、情報の収集・提供、発生防止策の徹底、準備状況の把握・確認など、発生に備えた対応を行う。

(3) 関係機関との連携

- 関係部局は必要に応じ関係団体と連絡調整対策会議を開催し、協力を要請する

など対策の推進を図る。

- 医師会、医療機関、市町村、消防本部等関係機関と連携を図り、発生に備えた対策を推進する。

2 関係機関の役割

(1) 県庁

- ・ 山形県危機対策本部の設置等、対策の総合調整
- ・ 広報官の設置等、報道機関に対する情報提供
- ・ 医療体制に関する調整・整備
- ・ 学校、事業所、社会福祉施設等との連絡調整
- ・ 集客施設、教育関係施設、公共機関等との連絡調整
- ・ 国、各都道府県等との連絡調整
- ・ 県民への情報提供及び県民からの相談への対応
- ・ サーベイランスを通じて得られる感染情報の収集分析、その他情報の収集
- ・ 必要物資の調達

(2) 総合支庁

- ・ 対策支部の設置等、管内における新型インフルエンザ対策の総合調整
- ・ 管内の市町村及び関係機関・団体等との連絡調整
- ・ 県民からの生活相談・渡航相談への対応及び情報提供

(3) 保健所

- ・ 県民からの健康相談への対応及び情報提供
- ・ 医療体制に関する調整
- ・ 患者発生時における積極的疫学調査、患者の接触者・家族への対応、まん延防止対策
- ・ 感染症法に基づく入院勧告に関する対応
- ・ 管内の市町村及び関係機関・団体との連絡調整
- ・ サーベイランスを通じて得られる感染情報の収集、その他情報の収集

(4) 衛生研究所

- ・ 新型インフルエンザ検査体制整備及び国立感染症研究所との連絡調整
- ・ サーベイランスを通じて得られる感染情報の収集分析

(5) 医療機関

- ・ 発熱外来等感染拡大防止対策による地域医療体制の維持
- ・ 症状を有する者に対する診断・治療
- ・ 抗インフルエンザウイルス薬の適正使用

(6) 市町村

- ・ 住民に対する広報・啓発、相談窓口の設置
- ・ 学校との連絡調整
- ・ 高齢者、障がい者世帯等支援を必要とする世帯を把握し、医療・福祉の確保を含め生活を支援
- ・ 食料品・生活必需品等の供給計画を策定し、状況に応じ配分
- ・ 円滑な埋火葬のための体制整備
- ・ 患者発生時における調査、保健指導及びまん延防止対策への協力

(7) 警察

- ・ 社会の安全と治安の確保
- ・ 防疫措置実施地域における警戒活動及び周辺地域における交通規制
- ・ 医療機関等における警戒活動及び周辺における交通規制
- ・ 国際海港、検疫所及び停留場所等における警戒活動及び周辺における交通規制、並びに感染者の密入国に対する警戒活動
- ・ 多数死体取扱いに当たっての措置

(8) 消防

- ・ 救急患者及び新型インフルエンザ患者の搬送
- ・ 搬送に係る医療機関、保健所との連携

(9) 社会機能の維持に関わる事業者

- ・ 事業の継続

※社会機能の維持に関わる事業者：医療関係者、公共サービス提供者、ライフラインの維持に関わる事業者、報道機関等

VI 発生段階別の対応	
1 未発生期	新型インフルエンザが発生していない状態

(1) 県の組織体制

- 「新型インフルエンザ対策関係課長会議（議長：危機管理監）」を開催し、情報の収集と提供、発生防止策の徹底、準備状況の把握と確認など、関係部局が連携し、発生に備えた対応を行う。（生活安全調整課）
- 通常業務の縮小又は停止、各課室における感染防止対策の実施、職員及び同居家族の健康状態の把握等を内容とする事業継続計画を策定する。（各所属）

(2) 情報収集・提供

① サーベイランス

ア 通常のインフルエンザに対するサーベイランス

- 現行の感染症発生動向調査において、定点医療機関（患者定点及び病原体定点）から報告されるインフルエンザの発生動向に十分注意を払い、異常兆候の早期把握に努める。（保健薬務課、保健所、衛生研究所）
- 学校・施設での集団発生をモニターしているインフルエンザ様疾患集団発生報告についても注視する。（保健薬務課、保健所）
- ウイルスの亜型を検査する病原体サーベイランス、薬剤耐性サーベイランス、疑い症例支援システムによるサーベイランスの実施により、監視体制をとる。（保健薬務課、保健所、衛生研究所）

イ 鳥インフルエンザの人への感染に対するサーベイランス

- 感染症法に基づく鳥インフルエンザ（H5N1）（2類感染症）やその他の鳥インフルエンザ（H5N1を除く）（4類感染症）について、医師からの届出により全数把握する。（保健薬務課、保健所、衛生研究所）

ウ 鳥類等における高病原性鳥インフルエンザ

- 家きん等におけるインフルエンザのサーベイランスによる監視体制をとるとともに、家きん飼養者からの異常家きんの早期発見・早期通報を徹底する。（畜産課）
- 同一地点で多数の野鳥の死亡が発見された場合は、「高病原性鳥インフルエンザが疑われる死亡野鳥に係る対応マニュアル」に基づき、死骸を回収して検査する。（みどり自然課、総合支庁環境課、畜産課、家畜保健衛生所）

エ その他

- 鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザに関する国内外の情報を、収集する。（保健薬務課、生活安全調整課）
- パンデミックサーベイランス定点医療機関を選定する。（保健薬務課）

② 情報提供・相談

- 新型インフルエンザ対策は、通常のインフルエンザ対策の延長線上にあることから、県民に対し、咳エチケット、手洗い、うがい、マスク着用等、日ごろから一次予防の徹底を周知する。(関係各課)
- 現行の感染症発生動向調査におけるインフルエンザ発生動向(定点報告)について、「山形県感染症発生情報」により情報提供(毎週)を行う。(保健薬務課、衛生研究所)
- 新型インフルエンザに関する一般的な情報について、リーフレットやホームページ、報道機関等を通じて情報提供を行う。(保健薬務課、衛生研究所)
- 市町村及び医療機関などの関係機関・団体に対し、新型インフルエンザに関する情報について周知する。(保健薬務課、保健所)
- 市町村に対し、海外発生期以降の相談窓口の設置について検討を要請する。(生活安全調整課、保健薬務課、保健所)

(3) 感染予防対策

① 一般家庭

- 新型インフルエンザ流行時、麻しんや通常のインフルエンザ等の発熱性疾患は区別がつきにくいことや、結核や百日咳等の感染症罹患者は、感染のハイリスク者となることから、通常の予防接種について理解してもらうよう周知する。(保健薬務課、保健所、市町村)
- 通常のインフルエンザと同様、各個人が、咳エチケット、帰宅時の手洗い、うがい、外出時のマスク着用を心がけ、可能な限り外出を控えることが、健康被害を最小限に抑えるための最善策であることを理解してもらうよう、市町村と連携して周知する。(保健薬務課、保健所、市町村)
- 新型インフルエンザが発生した場合、食料品や生活必需品の流通、物流に影響が出ることも予想されることから、市町村と連携して、災害時のように2週間程度の食料品・生活必需品等の備蓄を促進する。特に、流行時に品切れが予想されるマスクは、不織布(ふしょくふ)製のものを家族1人当たり25枚以上の備蓄を推奨する。(保健薬務課、保健所、市町村)

② 学校

- 新型インフルエンザに関する情報提供、国内外・県内における通常のインフルエンザの流行状況の情報提供、咳エチケット、手洗い、うがい、マスク着用等一次予防の徹底を周知する。(教育庁各課他関係各課)
- 新型インフルエンザ流行時、通常のインフルエンザ等の発熱性疾患は区別がつきにくいことから、通常のインフルエンザワクチンの予防接種について理解してもらうよう周知する。(教育庁各課他関係各課)

- 発生早期から長期の学校休業措置が想定されることから、休業期間における教育・管理体制の検討を行うよう要請する。(教育庁各課他関係各課)
 - 家きんを飼養している場合は野鳥との接触回避、異常死があった場合の報告を要請する。(教育庁各課、畜産課他関係各課)
- ③ 事業所**
- 新型インフルエンザに関する情報提供、国内外・県内における通常のインフルエンザの流行状況の情報提供、咳エチケット、手洗い、うがい、マスク着用等一次予防の徹底を周知する。(関係各課⇒事業者団体⇒事業所)
 - 通常のインフルエンザと新型インフルエンザが同時に流行することに備え、医療機関への負荷軽減を図るため、通常のインフルエンザワクチンの予防接種について理解してもらうよう周知する。(関係各課⇒事業者団体⇒事業所)
- ④ 社会福祉施設**
- 新型インフルエンザに関する情報提供、国内外・県内における通常のインフルエンザの流行状況の情報提供、咳エチケット、手洗い、うがい、マスク着用等一次予防の徹底を周知する。(健康福祉部各課、子ども政策室関係課)
 - 通常のインフルエンザと新型インフルエンザが同時に流行することに備え、医療機関への負荷軽減を図るため、通常のインフルエンザワクチンの予防接種について理解してもらうよう周知する。(健康福祉部各課、子ども政策室関係課)
 - 施設における感染防止策、まん延期に入所者や職員等が複数発症した場合の、業務継続等管理体制の検討を行うよう要請する。(健康福祉部各課、子ども政策室関係課)
 - 家きんを飼養している場合の野鳥との接触回避、異常死があった場合の報告を要請する。(健康福祉部各課、子ども政策室関係課、畜産課)
- ⑤ 興行施設、商業施設、公共機関、公共施設**
- 新型インフルエンザに関する情報提供、国内外・県内における通常のインフルエンザの流行状況の情報提供、咳エチケット、手洗い、うがい、マスク着用等一次予防の徹底を周知する。(関係各課⇒事業者団体⇒施設等)
 - 公共機関・公共施設においては、感染防止に関して利用者に協力を呼びかける掲示や案内、利用を抑制する措置等の準備をする。(関係各課⇒施設等)
- ⑥ 高齢者・障がい者世帯等**
- 市町村に対し、自治会等と連携して独居又は夫婦のみで生活する高齢者の世帯、障がい者の世帯など新型インフルエンザの流行により孤立化し、生活に支障を来すおそれのある世帯の把握に努め、発生後速やかに必要な生活支援（見回り、介護、訪問看護、食料提供等）ができるよう検討を要請する。(生活安全調整課、健康福祉部関係各課)
 - 市町村に対し、在宅介護を受ける要介護者に一定の介護が提供されるように、

介護サービス事業者等と連携を図るよう要請する。(健康福祉部関係各課)

- 通常のインフルエンザと新型インフルエンザが同時に流行することに備え、医療機関への負荷軽減を図るため、通常のインフルエンザワクチンの予防接種について理解してもらうよう周知する。(健康福祉部各関係課⇒市町村⇒対象者)

⑦ 旅行者、駐在員

- ホームページ等により、新型インフルエンザ、鳥インフルエンザに関する情報提供、国内外・県内における通常のインフルエンザの流行状況の情報提供、咳チケット、手洗い、うがい、マスク着用等一次予防の徹底を周知する。(県民文化課国際室、観光振興課)
- 海外進出企業においては、日ごろから外務省や在外公館等から出される海外感染症発生状況等の情報収集に努め、現地で新型インフルエンザが発生した場合の、事業継続等の検討を要請する。(工業振興課、商業経済交流課⇒事業者団体⇒事業所)

⑧ 野鳥関係

- 狩猟団体に対し、狩猟捕獲した鳥類を解体する際は、手袋等を着用するなど衛生的に処理し、鳥インフルエンザの感染防止に努めるよう周知する。(みどり自然課)
- 死亡野鳥の簡易検査が陽性となった場合、県民に対して野鳥の取扱いについての注意喚起を行う。(生活安全調整課、みどり自然課)
- 死亡野鳥から高病原性鳥インフルエンザウイルスが検出された場合、発生場所の消毒、立入規制、周辺住民への注意喚起や、当該死亡野鳥に接触した者等の情報収集と健康調査・監視を行う。(総合支庁、保健所)

⑨ 火葬場

- 市町村の協力を得て、まん延期以降に備え、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行うよう要請する。(保健薬務課、市町村)
- 個人防護具や火葬場での納体袋等の消耗品を確保できるよう準備する。(保健薬務課、市町村)

(4) 医療対策

① 積極的疫学調査の準備

- 保健所は、鳥インフルエンザ(H5N1)又は新型インフルエンザ疑い事例発生に備え、あらかじめ専従となる疫学調査員を決定しておく。疫学調査員の構成の中心は、医師、保健師、食品衛生監視員等の公衆衛生専門職が適当であるが、事前研修等により他の職種の職員も考慮する。(保健所、衛生研究所)
- 衛生研究所は、県内で鳥インフルエンザ(H5N1)又は新型インフルエンザ

患者の発生に備え、A/H5N1 遺伝子検査等に対応できる検査体制を整備する。
(衛生研究所)

② 医療体制

ア 発生に備えた地域医療体制の整備

- 2次医療圏ごと保健所を中心に、医師会、薬剤師会、病院等医療機関、市町村、消防、警察等の関係者からなる連絡調整対策会議を設置し、地域の関係者と密接に連携をとりながら、発熱外来の設置や入院病床の確保について、役割分担を明確にし、発生段階ごとに地域医療体制を整備する。(保健薬務課、保健所)

(ア) 発熱外来

- 病院、医師会、薬剤師会、市町村等と連携し、概ね各市町村1か所以上設置に向け調整する。(保健薬務課、保健所)
- 発熱外来は、既存の医療機関を原則とするが、病院、医師会、市町村等と連携し、地域の実情に応じ、輪番制、当番制等の体制を検討する。(保健薬務課、保健所)

※発熱外来は、感染拡大期までは、患者（疑似症含む）とそれ以外の疾患を振り分け（トリアージ）、まん延期以降は軽症者（自宅療養）と重症者（入院）の振り分けを行う。

(イ) 入院病床

- 流行のピーク時、県内では1日当たり最大千人の入院患者が想定されることから、必要となる入院病床（村山480床以上、最上80床以上、置賜220床以上、庄内250床以上）の確保について救急告示病院等医療機関と調整する。(保健薬務課、保健所)

※感染拡大期までは、患者（疑似症含む）は病状の程度にかかわらず、感染症法に基づき感染症指定医療機関等に入院勧告を行う。

※※入院病床は、病棟又はフロア単位を基本とする。

- ・ 第1種感染症指定医療機関 施設数：1 病床数：2
山形県立中央病院（2床）
- ・ 第2種感染症指定医療機関 施設数：4 病床数：16
山形県立河北病院（6床・別棟）
山形県立新庄病院（2床・陰圧施設）
公立置賜総合病院（4床・陰圧施設）
日本海総合病院（4床・陰圧施設）
- ・ 結核病床を有する医療機関 施設数：1 病床数：50（陰圧施設）
独立行政法人国立病院機構山形病院（50床・陰圧施設）

(ウ) 新型インフルエンザの診療を行わない医療機関

- 地域医療維持のため透析病院、がん専門病院、産科病院等の設定を検討する。

(保健薬務課、保健所、健康福祉企画課)

(エ) 臨時の患者収容施設

- まん延期において、患者が増加し、医療機関内に収容しきれない場合を想定し、県、市町村、関係機関が協議のうえ、臨時の収容施設にあてる公共施設等を選定するとともに医療スタッフの応援体制を検討する。(保健薬務課、保健所、健康福祉企画課、関係各課)

イ 医療スタッフ確保・予防対策

- まん延期、極端に増加する患者への対応や欠勤者の増加等を考慮し、医療機関に対し、継続的に医療を提供するための事業継続計画の検討を要請する。(保健薬務課、保健所、健康福祉企画課、県立病院課)
- 医師会、薬剤師会等医療関係団体と連携し、医療スタッフ確保等を検討する。(保健薬務課、保健所、健康福祉企画課)
- 看護協会等と連携し、発熱相談センターでの電話相談対応や感染予防のための訪問保健指導などを行う医療スタッフ(離職者・退職者等の応援含む)確保策を検討するとともに、医療スタッフ候補者に対して教育研修を実施する。(保健薬務課、保健所、健康福祉企画課)
- 医療機関に対し、個人防護具の着脱等感染防止策に係る研修の実施を要請する。(健康福祉企画課、保健所、保健薬務課)

ウ 患者移送体制整備

- 感染拡大期及びまん延期における患者移送の方法(N95等のマスク・ガウン等の着用やアルコール等による消毒の徹底、移送従事者への通常のインフルエンザワクチン予防接種等)について消防本部と調整を行う。(保健薬務課、保健所、総合防災課)
- 事前に消防、医療機関等と患者を迅速、適切に搬送できるよう協議し、新型インフルエンザ流行時における患者の搬送体制を確立する。(保健薬務課、保健所、総合防災課)

エ 抗インフルエンザウイルス薬、医療資器材

- 国の抗インフルエンザウイルス薬備蓄目標に合わせ、タミフル、リレンザの備蓄を進める。(保健薬務課)
- 抗インフルエンザウイルス薬の流通状況を確認し、新型インフルエンザ発生時に円滑に供給される体制を構築するとともに、医療機関や薬局、医薬品卸業協会に対し適正流通を指導する。(保健薬務課)
- まん延期に備え、入院患者受入医療機関が必要とする個人防護具、人工呼吸器、簡易陰圧装置等の医療資器材の整備を支援する。(保健薬務課)
- 医師会、市町村等により設置される発熱外来用の個人防護具を備蓄する。(保健薬務課)

オ プレパンデミックワクチン、パンデミックワクチン

- 国のワクチン接種に関するガイドラインに基づき、市町村と連携し接種体制を構築する。(生活安全調整課、保健薬務課、保健所、市町村)

(5) 社会対応

- 事業所に対して、新型インフルエンザの発生に備え、職場における感染防止策、重要業務の継続や不要不急の業務の縮小について事業継続計画を策定する等十分な事前の準備をするよう要請する。(関係各課⇒事業者団体⇒事業所)
- 市町村に対して、新型インフルエンザの発生に備え、職場における感染防止策、重要業務の継続や不要不急の業務の縮小について事業継続計画を策定する等十分な事前の準備をするよう要請する。(生活安全調整課)
- 県は、継続すべき重要業務の選定、通常業務の縮小又は停止、各課室における感染防止対策の実施、職員の健康状態把握等を内容とする業務継続計画を策定する。(各所属)

2 海外発生期**海外で新型インフルエンザが発生した状態****(1) 県の組織体制**

- 山形県危機管理要綱に基づき新型インフルエンザの発生状況に応じて対策本部、対策会議を設置して全庁的な対応を行うとともに、各総合支庁は対策本部の設置に合わせ、対策支部を設置する（以降の各段階においても同様とする）。（生活安全調整課、総合支庁）

(2) 情報収集・提供**① サーベイランス**

- 感染症法に基づく医師からの報告により、新型インフルエンザ（疑似症を含む）の発生動向について把握する。（保健薬務課、保健所、衛生研究所）
- 感染者集団（クラスター）を早期発見するため、アウトブレイクサーベイランスを開始する。（保健薬務課、保健所、衛生研究所）
- 疑い症例調査支援システムによるサーベイランス、ウイルス学的サーベイランスを継続する。（保健薬務課、保健所、衛生研究所）
- 患者発生を早期に探知するため、パンデミックサーベイランスを開始する。（保健薬務課、保健所、衛生研究所）
- プレパンデミックワクチンの予防接種が開始された段階において、予防接種の副反応についてリアルタイムに把握するため、予防接種副反応迅速把握システムを開始する。（保健薬務課、保健所、衛生研究所、市町村）
- インフルエンザ様疾患集団発生報告に基づく情報収集を継続する。（保健薬務課、保健所、衛生研究所）

② 情報提供・相談**ア 情報提供**

- 市町村及び医療機関等の関係機関・団体に対し、海外での発生状況、感染予防及び相談体制等について情報提供するとともに、必要に応じ広く県民に対し、報道機関を通じて情報提供し、国内発生に備えた協力の要請及び注意喚起を行う。（生活安全調整課、保健薬務課）
- 通常インフルエンザの発生動向について、ホームページに掲載するとともに、必要に応じ報道機関を通じて情報提供を行う。（保健薬務課、衛生研究所）
- 市町村に対し、住民への情報提供に努めるよう要請する。特に、まん延期において、慢性疾患患者の定期薬の長期処方や電話診療によるFAX処方等の受診方法があることを周知するよう要請する。（保健薬務課）
- 国から示される症例定義、診断、治療に係る方針について、医療機関等に周知する。（保健薬務課、保健所、健康福祉企画課）

イ 相談

- 県民からの問い合わせに対応するため、①健康に関する相談窓口（保健所に設置する発熱相談センター）、②海外渡航等に関する相談窓口、③県民生活に関する相談窓口、④事業者・職場のための相談窓口等を設ける。（県庁、総合支庁、保健所、関係各課）
- 市町村に対して、生活相談等広範な内容に対応する相談窓口の設置について協力を要請する。（危機管理室、保健薬務課、保健所）

（３） 感染予防対策

① 一般家庭

- 新型インフルエンザに関する情報提供、国内外・県内における通常のインフルエンザの流行状況の情報提供、咳エチケット、手洗い、うがい、マスク着用等一次予防の徹底を周知する。（保健薬務課、保健所、市町村）
- 新型インフルエンザに関する情報については、国及び県から随時公表されるので、正確な情報を収集し冷静に対応するよう要請する。（生活安全調整課、保健薬務課、保健所、市町村）
- まん延期の外出による感染の機会を減らすため、十分な食料品や生活必需品を準備するよう要請する。（生活安全調整課、保健薬務課、保健所、市町村）

② 学校

- 新型インフルエンザに関する情報提供、国内外・県内における通常のインフルエンザの流行状況の情報提供、咳エチケット、手洗い、うがい、マスク着用等一次予防の徹底を周知する。（教育庁各課他関係各課）
- 長期の学校休業措置に備え、休業期間における教育・管理体制の確認と実施準備の要請をする。（教育庁各課他関係各課）
- 新型インフルエンザ発生地域への渡航自粛を要請する。（教育庁各課他関係各課）

③ 事業所

- 新型インフルエンザに関する情報提供、国内外・県内における通常のインフルエンザの流行状況の情報提供、咳エチケット、手洗い、うがい、マスク着用等一次予防の徹底を周知する。（関係各課⇒事業者団体⇒事業所）
- 職場における感染防止策、重要業務の継続や不要不急の業務の縮小について計画を確認するよう要請する。（関係各課⇒事業者団体⇒事業所）
- 新型インフルエンザ発生地域への渡航自粛を要請する。（関係各課⇒事業者団体⇒事業所）

④ 社会福祉施設

- 新型インフルエンザに関する情報提供、国内外・県内における通常のインフル

エンザの流行状況の情報提供、咳エチケット、手洗い、うがい、マスク着用等一次予防の徹底を周知する。(健康福祉部各課、子ども政策室関係課)

- 施設における感染防止策、まん延期に入所者や職員が複数発症した場合の業務継続等の管理体制の検討を行うよう要請する。(健康福祉部各課、子ども政策室関係課)
- 新型インフルエンザ発生地域への渡航自粛を要請する。(健康福祉部各課、子ども政策室関係課)

⑤ 国際航空・船舶

- 発生国からの旅客機・客船に対する検疫の集約化について、関係機関に周知する。(交通政策課空港港湾室、空港事務所、港湾事務所)
- 海外からの着陸航空機及び入港船舶の情報を収集し、関係機関に提供する。(交通政策課空港港湾室、空港事務所、港湾事務所)
- 海外からの着陸航空機及び入港船舶から、新型インフルエンザの感染が疑われる患者や死者がいるとの連絡を受けた場合に備え、検疫所、保健所、感染症指定医療機関等との連携を確認・強化する。(交通政策課空港港湾室、空港事務所、港湾事務所、総合防災課、保健薬務課、保健所)
- 感染が疑われる患者が乗っていた航空機・船舶の同乗者に対する積極的疫学調査を実施する。(保健薬務課、保健所)

⑥ 興行施設、商業施設、公共機関、公共施設

- 新型インフルエンザに関する情報提供、国内外・県内における通常のインフルエンザの流行状況の情報提供、咳エチケット、手洗い、うがい、マスク着用等一次予防の徹底を周知する。(関係各課⇒事業者団体等⇒施設等)
- 感染拡大期において、活動(営業)の自粛要請がなされること等を周知する。(関係各課⇒事業者団体等⇒施設等)

⑦ 高齢者・障がい者世帯等

- 市町村に対し、新型インフルエンザに関する情報提供、国内外・県内における通常のインフルエンザの流行状況の情報提供、咳エチケット、手洗い、うがい、マスク着用等一次予防の徹底と生活必需品を準備するよう要請する。(健康福祉部関係各課⇒市町村⇒対象者)

⑧ 旅行者、駐在員

- 海外の新型インフルエンザ発生状況について渡航者に情報提供する。発生地域への渡航については、やむを得ない場合を除き自粛を要請する。(観光振興課⇒事業者団体)
- 海外渡航予定者に対する咳エチケット、手洗い、うがい、マスク着用等一次予防の徹底を要請する。(観光振興課⇒事業者団体)
- 外務省から感染症危険情報や在外公館の情報等を収集し、発生国に駐在する従

業員及びその家族等に対して、現地における安全な滞在方法や退避の方法について速やかに情報提供するよう要請する。(工業振興課、商業経済交流課、観光振興課⇒事業者団体⇒事業所)

- 海外に派遣されている駐在員、日本人学校教師、海外技術協力員及び留学生等に対し、新型インフルエンザに関する情報を提供する。(関係各課⇒派遣機関等⇒被派遣者)
- 海外の新型インフルエンザ発生地域から来県した観光客に、発熱・咳等の呼吸器症状が見られる場合は、保健所に連絡するよう、旅館・ホテル等に要請する。(保健薬務課、保健所⇒宿泊事業者団体⇒旅館等⇒観光客)

(4) 医療体制

① 積極的疫学調査

- 積極的疫学調査(検査含む)の準備として、事前に決定された調査チームメンバー(医師、保健師、食品衛生監視員等)の確認、N95等のマスク、ゴーグル、個人防護具、消毒用携帯アルコール等の準備を行う。(保健薬務課、保健所、衛生研究所)
- 積極的疫学調査(検査含む)担当者については、国のワクチン接種に関するガイドラインに基づきプレパンデミックワクチンを接種する。(保健所、衛生研究所)
- 積極的疫学調査担当者(検査含む)に対して、標準予防策、飛沫・接触感染予防策の徹底を図る。(保健所、衛生研究所)
- 事前に検体採取に必要なウイルス輸送培地等を準備し、保健所や感染症指定医療機関等に供給する。また、新型インフルエンザウイルス検査に即応できる体制に入る。(衛生研究所)

② 医療体制

ア 医療機関の対応

(ア) 感染症指定医療機関等

- 発熱外来の設置及び入院医療体制等の設置を要請する。(保健薬務課、保健所、健康福祉企画課)

(イ) 全ての医療機関

- 国内発生に備え、慢性疾患を有する定期受診患者については、定期薬の長期処方をしておく等、患者の状態に配慮しながら、まん延期に医療機関を直接受診する機会を減らすよう要請する。(健康福祉企画課、県立病院課、保健薬務課、保健所)

※まん延期において、かかりつけ医師が事前に了承し、その旨をカルテ等に記載することで、慢性疾患患者の感染が、電話診療により診断できた場合、FAXによる抗インフルエンザウイルス薬の処方箋が発行ができる。

- 発生地域への渡航歴があり、また、WHO及び国から示される症例定義により、新型インフルエンザの感染が疑われる患者が受診した場合は、速やかに保健所へ要観察例として連絡するよう周知する。(保健薬務課、保健所、健康福祉企画課)

(ウ) 薬局

- 長期処方された慢性疾患等を有する定期受診患者について、電話による服薬指導等を検討するほか、FAX処方箋の応需体制を整備する。(保健薬務課、保健所)

(エ) 医療スタッフの確保・予防対策

- 発生に備え、極端に増加する患者への対応や欠勤者の増加等を考慮し、継続的に医療を提供するための事業継続計画の確認を要請する。(保健薬務課、健康福祉企画課、県立病院課)
- 院内感染対策を強化するとともに、特に医療スタッフを守るため个人防护具の着脱等感染防止策に係る確認を要請する。(保健薬務課、保健所、健康福祉企画課)
- 医師会、薬剤師会等医療関係団体と連携し、医療スタッフ確保を図る。(保健薬務課、保健所、健康福祉企画課)
- 看護協会等と連携し、発熱相談センターでの電話相談対応や感染予防のための訪問保健指導などを行う医療スタッフ(離職者・退職者等の応援含む)確保策を検討するとともに、医療スタッフ候補者に対して教育研修を実施する。(保健薬務課、保健所、健康福祉企画課)

(オ) 新型インフルエンザの診療を行わない医療機関

- 地域医療維持のために、透析病院、がん専門病院、産科病院等は新型インフルエンザの診療を行わないことを県民に周知徹底する。(保健薬務課、保健所、健康福祉企画課)

イ 患者移送体制整備

- 消防、医療機関等と、新型インフルエンザ流行時における患者の搬送体制を確認し、実施準備する。(保健薬務課、保健所、総合防災課)

ウ 臨時の患者収容施設

- まん延期において、患者が増加し、医療機関内に収容しきれない場合を想定し、県、市町村、関係機関が協議のうえ、臨時の収容施設にあてる公共施設等を選定するとともに医療スタッフの応援体制を確認する。(保健薬務課、保健所、健康福祉企画課、関係各課)

エ 抗インフルエンザウイルス薬、医療資器材

- 抗インフルエンザ薬の流通状況を把握し、新型インフルエンザ発生時における円滑な供給体制、県備蓄薬の放出方法について確認するとともに、医療機関や薬

局、医薬品卸業協会に対し適正流通を指導する。(保健薬務課)

- 感染症指定医療機関等に対し、抗インフルエンザウイルス薬、医療資器材が適正かつ円滑に流通するよう調整する。(保健薬務課)

オ プレパンデミックワクチン、パンデミックワクチン

- プレパンデミックワクチンは、ワクチン製造会社による製剤化が済み次第、国のワクチン接種に関するガイドラインに基づき、医療スタッフ及び社会機能の維持に関わる者などを対象に、優先順位に従い本人の同意を得て接種を行う。(保健薬務課、保健所、市町村)
- パンデミックワクチンの製造には一定期間かかることから、供給が可能になり次第接種できる体制を確立する。(保健薬務課、保健所、市町村)

(5) 社会対応

- 事業所に対して、事業継続計画に基づき、職場における感染防止策の対応を行うよう要請する。(関係各課⇒事業者団体⇒事業所)
- 市町村に対して、業務継続計画に基づき、職場における感染防止策の対応を行うよう要請する。(生活安全調整課)
- 県は、業務継続計画に基づき、職場における感染防止策の対応を行う。(各所属)

3 国内発生早期

国内で新型インフルエンザが発生した状態

(1) 県の組織体制

- 対策本部及び対策支部の対策班は、県内患者発生に備え準備を行う。(関係各課)

(2) 情報収集・提供

① サーベイランス

- 感染症法に基づく医師からの届出により、新型インフルエンザ（疑似症を含む）の発生動向について把握する。(保健薬務課、保健所、衛生研究所)
- 感染者集団（クラスター）を早期発見するため、アウトブレイクサーベイランスを継続する。(保健薬務課、保健所、衛生研究所)
- 新型インフルエンザ発生を迅速に把握するため、疑い症例調査支援システムによるサーベイランスを継続する。(保健薬務課、保健所、衛生研究所)
- 患者の発生を早期に探知するため、パンデミックサーベイランスを継続する。(保健薬務課、保健所、衛生研究所)
- 予防接種の副反応をリアルタイムに把握するため、予防接種副反応迅速把握システムを継続する。(保健薬務課、保健所、衛生研究所、市町村)
- 新型インフルエンザ患者の臨床像を迅速に把握するため、臨床情報共有システムを開始する。(保健薬務課、保健所、衛生研究所)
- インフルエンザ様疾患集団発生報告に基づく情報収集を継続する。(保健薬務課、保健所、衛生研究所)

② 情報提供・相談

ア 情報提供

- 市町村及び医療機関などの関係機関・団体に対し、国内外の患者発生情報、感染予防策、相談体制及び医療体制等について、情報提供を行うとともに、県民に対し、必要に応じ報道機関を通じて情報提供し、注意喚起を行う。(生活安全調整課、保健薬務課、衛生研究所他関係各課)
- 市町村に対し、住民への情報提供に努めるよう要請する。また、地域の相談窓口や発熱外来、医療体制等について住民に対し周知を図るよう要請する。(危機管理室、保健薬務課)
- 国から示される症例定義、診断、治療に係る方針について、医療機関等に周知する。(保健薬務課、保健所、健康福祉企画課)

イ 相談

- 相談窓口の体制を継続する。(県庁、総合支庁、保健所他関係各課、市町村)

(3) 感染予防・拡大防止対策

① 一般家庭

- 市町村に対し、新型インフルエンザに関する情報提供、国内外・県内における通常のインフルエンザの流行状況の情報提供、咳エチケット、手洗い、うがい、マスク着用等一次予防の徹底を周知する。また、可能な限り外出及び旅行等を控えるよう要請する。(保健薬務課、保健所、市町村)
- 感染・発病が疑われる場合には、保健所に電話で問い合わせ、指示に従って発熱外来を受診するよう周知する。(保健薬務課、保健所、市町村)
- まん延期の外出による感染の機会を減らすため、十分な食料品や生活必需品を準備するよう要請する。(生活安全調整課、保健薬務課、保健所、市町村)

② 学校

- 新型インフルエンザに関する情報や、国内・県内における通常のインフルエンザの流行状況の情報を提供する。(教育庁各課他関係各課)
- 学校の管理者に対し、児童・生徒・教職員の健康状態の把握に努め、咳エチケット、手洗い、うがい、マスク着用等一次予防の徹底を図るとともに、発熱、咳等の症状のある者の早期発見と保健所への速やかな連絡を要請する。(教育庁各課他関係各課)
- 必要に応じ不特定多数の者が集まる活動の自粛、臨時休業及び入学試験の延期等を行うよう要請する。(教育庁各課他関係各課)
- 長期の学校休業措置が想定されることから、休業期間における教育・管理体制の確認を要請する。(教育庁各課他関係各課)
- 新型インフルエンザ発生地域への旅行等の自粛を要請する。(教育庁各課他関係各課)

③ 事業所

- 新型インフルエンザに関する情報や国内・県内における通常のインフルエンザの流行状況の情報を提供する。(関係各課⇒事業者団体⇒事業所)
- 事業所の管理者に対し、従業員の健康状態の把握に努め、咳エチケット、手洗い、うがい、マスク着用等一次予防の徹底を図るとともに、発熱、咳等の症状のある者の早期発見と保健所への連絡について勧奨を要請する。(関係各課⇒事業者団体⇒事業所)
- 新型インフルエンザ発生地域への出張等自粛を要請する。(関係各課⇒事業者団体⇒事業所)

④ 社会福祉施設

- 新型インフルエンザに関する情報や、国内・県内における通常のインフルエンザの流行状況の情報を提供する。(健康福祉部各課、子ども政策室関係課)
- 施設の管理者に対し、利用者・職員の健康状態の把握に努め、咳エチケット、手洗い、うがい、マスク着用等一時予防の徹底を図るとともに発熱、咳等の症

状がある者の早期発見と保健所への連絡について勧奨を要請する。(健康福祉部各課、子ども政策室関係課)

- 不特定多数の者が集まる活動の自粛及び臨時休業を行うよう要請する。(健康福祉部各課、子ども政策室関係課)
- 施設における感染防止策、まん延期に入所者や職員が複数発症した場合の業務継続等の管理体制の確認を要請する。(健康福祉部各課、子ども政策室関係課)
- 新型インフルエンザ発生地域への旅行等自粛を要請する。(健康福祉部各課、子ども政策室関係課)

⑤ 国際航空・船舶

- 海外からの着陸航空機及び入港船舶の情報を収集し、関係機関に提供する。(交通政策課空港港湾室、空港事務所、港湾事務所)
- 新型インフルエンザ感染が疑われる患者が入国した場合、停留等を行う検疫所と連携するとともに、患者を感染症指定医療機関に移送する。(保健薬務課、保健所、総合防災課)
- 新型インフルエンザの感染が疑われる患者が乗っていた航空機・船舶の同乗者に対する積極的疫学調査を実施する。(保健薬務課、保健所)

⑥ 興行施設、商業施設、公共機関、公共施設

- 新型インフルエンザに関する情報や国内・県内における通常のインフルエンザの流行状況の情報を提供するとともに、必要に応じ活動を自粛するよう要請する。(関係各課⇒事業者団体⇒施設等)
- 咳エチケット、手洗い、うがい、マスク着用等一次予防の徹底を要請する。(関係各課⇒事業者団体⇒施設等)
- 感染防止に関して利用者に協力を呼びかける掲示や案内、利用を抑制する措置等を要請する。(関係各課⇒事業者団体⇒施設等)

⑦ 高齢者・障がい者世帯等

- 市町村に対し医療に関する相談及び生活支援の準備を行うよう要請する。(健康福祉部関係各課⇒市町村⇒高齢者・障がい者世帯等)
- 市町村に対し、新型インフルエンザに関する情報提供、国内・県内における通常のインフルエンザの流行状況の情報提供、咳エチケット、手洗い、うがい、マスク着用等一次予防の徹底と周知を要請する。(健康福祉部関係各課⇒市町村⇒高齢者・障がい者世帯等)

⑧ 旅行者、駐在員

- 国内外の新型インフルエンザ発生状況について旅行者に情報提供する。発生地域への旅行・移動についてはやむを得ない場合を除き自粛を要請する。(観光振興課⇒事業者団体)
- 海外に派遣されている駐在員、日本人学校教師、海外技術協力員及び留学生

等に対し、新型インフルエンザに関する情報を提供する。(関係各課⇒派遣機関等⇒被派遣者)

- 旅行予定者に対し、咳エチケット、手洗い、うがい、マスク着用等一次予防の徹底及び発熱、咳等の症状がある場合、保健所へ連絡するよう要請する。(観光振興課⇒事業者団体)
- 来県した観光客に発熱、咳等の症状が見られる場合は保健所に連絡するよう旅館・ホテル等に要請する。(保健薬務課、保健所⇒宿泊事業者団体⇒旅館等)
- 外務省から感染症危険情報や在外公館の情報等を収集し、発生国に駐在する従業員及びその家族等に対して、現地における安全な滞在方法や退避の方法について速やかに情報提供するよう要請する。(工業振興課、商業経済交流課、観光振興課⇒事業者団体⇒事業所)

⑨ 警察

- 混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、犯罪情報の収集に努め、広報啓発活動を推進するとともに、社会の安全と治安の確保に努める。
(県警)

(4) 医療対策

① 積極的疫学調査

ア アウトブレイク調査

(ア) 症例基本情報・臨床情報調査

- 新型インフルエンザ要観察例の連絡があった場合、保健所は、感染症指定医療機関と当該者の受け入れの調整を行い、速やかに衛生研究所に対して検査の実施を依頼するとともに、疫学情報や臨床情報等に関して情報収集を行う。また、検査結果が判明した場合、直ちに当該医療機関に報告する。(保健所、衛生研究所)
- 得られた新型インフルエンザ要観察例の情報をデータベースに入力し、以下の調査を速やかに実行する。調査結果を直ちに保健薬務課に連絡する。(保健所)

(イ) 症例行動調査・感染源調査

- 患者行動調査票に基づき、患者の行動及びその間の接触者に関する詳細な聞き取りを行う。原則的に、潜伏期を考え、発症2日前より医療機関収容直後までの行動の詳細について調査を行う。(保健所)
- 患者行動調査結果に基づき、詳細な情報を把握し、接触者をリストアップし、接触者リストを作成する。接触者リストを、直ちに保健薬務課に送付する。(保健所)
- 患者調査により、当該患者が海外で感染したと判断される場合には、その

旨を速やかに保健薬務課を通して、厚生労働省に報告する。（保健所）

- 調査の結果、感染源となっている患者が既に報告済みの場合には、その接触者調査の内容について検証する。（保健所）

イ 接触者調査

(ア) 接触者調査の範囲・方法の決定

- 接触者の定義に従いリストアップを行い、接触者調査を行う範囲、優先順位、方法を決定し、保健薬務課に報告する。（保健所）
- 接触者調査を実施する必要がある者の所在地が他の保健所の管内である場合は、当該保健所に調査の実施を依頼する。（保健所）

※「要観察例」との接触者： 原則的に「要観察例」との接触者は対象とはならないが、積極的疫学調査は迅速性を確保することが重要であり、「要観察例」が検査結果によって「疑似症患者」、「確定例」になることを待って積極的疫学調査に初めて着手することが得策ではない場合も多いと予想されることから、濃厚接触者の調査を行うための接触者リストの作成等を行う。

(イ) 接触者調査の実施

- アにより決定した範囲・方法に基づき、接触者調査を行う。（保健所）
- 接触者調査は接触者への「面接調査」とその後の「追跡調査」とする。（保健所）
- 調査対象者等に対して、患者との最終接触日を0日として10日目が終了するまで確実に調査を行う。（保健所）
- 調査対象者等に対して、感染を防止するための協力を要請するとともに、新型インフルエンザの感染症状が認められた場合は直ちに保健所に報告する等の必要な保健指導を行う。（保健所）
- 濃厚接触者等発症の可能性のある者に対して、同意が得られた場合は、抗インフルエンザウイルス薬の予防投薬を行う。（保健所）

(ウ) 市町村への協力要請

- 関係市町村に対して、必要に応じて接触者のリストアップ、接触者調査への支援等を要請する。（保健薬務課、保健所）

(エ) 広域的な連携体制

- 患者又は接触者の発生が県内の一保健所の管内に集中し、当該保健所だけでは対応が困難な場合については、保健薬務課と協議のうえ、他の保健所へ調査チームの派遣を要請するなど、患者発生状況等に応じ、各保健所が連携して調査を行う。（保健薬務課、保健所）
- 患者又は接触者の発生が他の都道府県にわたる場合は、保健薬務課が連絡調整にあたり、厚生労働省及び他都道府県等と連携して調査を実施する。（保健薬務課、保健所）

② 医療体制

ア 医療機関との連絡調整**(ア) 発熱外来**

- 新型インフルエンザ患者とそれ以外の疾患の患者とを振り分けるため、病院（感染症指定医療機関含む）、医師会、市町村等に対し、概ね各市町村1か所以上の発熱外来設置を要請する。（保健薬務課、保健所、健康福祉企画課、市町村）
- 新型インフルエンザの感染が疑われると判断した場合、直ちに保健所に連絡し、検査に必要な検体の採取を行い、保健所に提出するよう要請する。（保健薬務課、保健所）

(イ) 感染症指定医療機関等

- 新型インフルエンザの感染が疑われると判断した場合には、直ちに保健所に連絡するよう要請する。（保健薬務課、保健所）
- 新型インフルエンザの感染拡大を防止するため、症状の程度にかかわらず入院治療を行うよう要請する。（保健薬務課、保健所、健康福祉企画課）

(ウ) 一般病院

- 新型インフルエンザが疑われる患者が受診した場合は、直ちに保健所に連絡し、受け入れに適切な感染症指定医療機関等につき指示を受け、感染症指定医療機関等への受診指導を行うよう要請する。（保健薬務課、保健所、健康福祉企画課）
- 重症者の入院医療を担当する入院患者受入医療機関に対し準備を要請する。（保健薬務課、保健所、健康福祉企画課）

(エ) 診療所

- 新型インフルエンザが疑われる患者が受診した場合は、直ちに保健所に連絡し、受け入れに適切な感染症指定医療機関等につき指示を受け、感染症指定医療機関等へ受診指導を行うよう要請する。（保健薬務課、保健所、健康福祉企画課）
- 病院、医師会、市町村等が発熱外来を設置した際の運営協力について要請する。（保健薬務課、保健所、健康福祉企画課）

イ 医療スタッフの確保・予防対策

- 医療機関に対し、事業継続計画の実施を要請する。（保健薬務課、保健所、健康福祉企画課、県立病院課）
- 院内感染対策を強化するとともに、特に医療スタッフを守るため个人防护具の着脱等感染防止策に係る確認を要請する。（保健薬務課、保健所、健康福祉企画課）
- 医師会、薬剤師会等医療関係団体と連携し、医療スタッフ確保について確認する。（保健薬務課、保健所、健康福祉企画課）
- 看護協会等と連携し、発熱相談センターでの電話相談対応や感染予防のための訪問保健指導などを行う医療スタッフ（離職者・退職者等の応援含む）確保につ

いて確認する。(保健薬務課、保健所、健康福祉企画課)

ウ 患者移送体制整備

- 消防、医療機関等に新型インフルエンザ流行時における患者の搬送体制を確認する。(保健薬務課、保健所、総合防災課)

エ 抗インフルエンザウイルス薬、医療資器材

- 抗インフルエンザ薬の流通状況を把握し、供給体制、県備蓄薬の放出方法について確認するとともに、医療機関や薬局、医薬品卸業協会に対し適正流通を指導する。(保健薬務課)
- 感染症指定医療機関等に対し、抗インフルエンザウイルス薬、医療資器材が適正かつ円滑に流通するよう調整する。(保健薬務課)

オ プレパンドミックワクチン

- プレパンドミックワクチンは、ワクチン製造会社による製剤化が済み次第、国のワクチン接種に関するガイドラインに基づき、優先順位に従い本人の同意を得て接種を行う。(保健薬務課、保健所、市町村)

カ パンドミックワクチン

- 国のワクチン接種に関するガイドラインに基づき、製造され次第、接種を開始する。(保健薬務課、保健所、市町村)
- 医療スタッフ及び社会機能の維持に関わる者に対するプレパンドミックワクチンの有効性が認められない場合には、これらの者に対し、パンドミックワクチンの先行接種を行う。(保健薬務課、保健所、市町村)

(5) 社会対応

- 事業所に対して、事業継続計画に基づき、職場における感染防止策の対応を強化すうよう要請する。(関係各課⇒事業者団体⇒事業所)
- 社会機能の維持に関わる事業者に対し、事業継続計画に基づく重要業務の継続に努めるよう要請する。(関係各課⇒事業者団体⇒事業所)
- 市町村に対して、業務継続計画に基づき、職場における感染防止策の対応を強化し、重要業務の継続や不要不急の業務の縮小体制について準備を行うよう要請する。(生活安全調整課)
- 県は、業務継続計画に基づき、職場における感染防止策を強化するとともに、重要業務の継続や不要不急の業務の縮小体制について準備を行う。(各所属)

4 感染拡大期**県内で新型インフルエンザが発生し、入院措置等による感染拡大防止効果が期待される状態****(1) 県の組織体制**

- 対策本部及び対策支部は、的確な情報収集を実施し、県民、関係機関、事業所等に対して迅速かつ的確な情報提供を行うとともに、感染拡大防止や社会・経済機能の維持を図る。(関係各課)

(2) 情報収集・提供**① サーベイランス**

- 感染症法に基づく医師からの報告により、新型インフルエンザ（疑似症を含む）の発生動向について把握する。(保健薬務課、保健所、衛生研究所)
- アウトブレイクサーベイランスの中止を検討する。(保健薬務課、保健所、衛生研究所)
- 疑い症例調査支援システムによるサーベイランスの中止を検討する。(保健薬務課、保健所、衛生研究所)
- パンデミックサーベイランスの目的を、発生状況の把握に切り替え継続する。(保健薬務課、保健所、衛生研究所)
- 予防接種副反応迅速把握システムを継続する。(保健薬務課、保健所、衛生研究所、市町村)
- 臨床情報共有システムを継続する。(保健薬務課・保健所、衛生研究所)
- ウイルス学的サーベイランスを開始する。(保健薬務課、保健所、衛生研究所)
- インフルエンザ様疾患集団発生報告に基づく情報収集の中止を検討する。(保健薬務課、保健所、衛生研究所)

② 情報提供・相談**ア 情報提供**

- 市町村及び医療機関などの関係機関・団体に対する情報提供を継続する。(生活安全調整課、保健薬務課、衛生研究所他関係各課)
- 市町村に対し、住民への情報提供を強化するよう要請する。また、地域内の新型インフルエンザの発生状況や地域内で今後実施される対策に係る情報、地域内の公共交通機関の運行状況等について情報提供するよう要請する。(生活安全調整課、保健薬務課)
- 国から示される症例定義、診断、治療に係る方針について、医療機関に周知する。(保健薬務課、保健所、健康福祉企画課)

イ 相談

- 相談窓口の体制を強化する。(県庁、保健所、総合支庁、市町村)

(3) 感染拡大防止対策

① 一般家庭

- 市町村に対し、新型インフルエンザに関する情報提供、国内・県内における通常のインフルエンザの流行状況の情報提供、咳エチケット、手洗い、うがい、マスク着用等一次予防の徹底を周知する。また、可能な限り外出及び旅行等を控えるよう要請する。(保健薬務課、保健所、市町村)
- 感染・発病が疑われる場合には、保健所に電話で問い合わせ、指示に従って発熱外来を受診するよう要請する。(保健薬務課、保健所、市町村)
- まん延期の外出による感染の機会を減らすため、十分な食料品や生活必需品を準備するよう要請する。(生活安全調整課、保健薬務課、保健所、市町村)

② 学校

- 学校の設置者に対し、不特定多数の者が集まる活動の自粛、臨時休業及び入学試験の延期等を行うよう要請する。(教育庁各課他関係各課)
- 学校の設置者に対し、新型インフルエンザに関する情報や国内・県内における通常のインフルエンザの流行状況の情報を提供する。(教育庁各課他関係各課)
- 長期の学校休業期間における教育・管理体制への移行を要請する。(教育庁各課他関係各課)
- 大学等に対し、必要に応じ、休業も含め、できる限り感染拡大をしないための運営方法の工夫を要請する。(関係各課)
- 医療機関における混乱を回避するため、学校の管理者が生徒等に対し、「新型インフルエンザに罹患していないことの証明」等を求めることのないよう要請する。(教育庁各課他関係各課)

③ 事業所

- 不要不急の会議、研修、行事・イベント、旅行等の自粛を要請する。(関係各課⇒事業者団体⇒事業所)
- 新型インフルエンザに関する情報や国内・県内における通常のインフルエンザの流行状況の情報を提供する。(関係各課⇒事業者団体⇒事業所)
- 事業所の管理者に対し、従業員の健康状態の把握に努め、咳エチケット、手洗い、うがい、マスク着用等一次予防の徹底を図るとともに、発熱、咳等の症状のある者の早期発見と保健所への連絡について勧奨を行うよう要請する。(関係各課⇒事業者団体⇒事業所)
- 学校・保育施設等の臨時休業の影響により、保護者(従業員)が休暇を取得せざるを得ない場合には、十分配慮するよう要請する。(関係各課⇒事業者団体⇒事業所)
- 医療機関における混乱を回避するため、事業所の管理者が職員等に対し、「新型インフルエンザに罹患していないことの証明」等を求めることのないよう要請す

る。(関係各課⇒事業者団体⇒事業所)

④ 社会福祉施設

- 不要不急の会議、研修、行事・イベント、旅行等の自粛を要請する。(健康福祉部各課、子ども政策室関係課)
- 発熱、咳等の症状のある者の面会・訪問等を制限し、施設内へのインフルエンザ持ち込み防止について協力を求めるよう要請する。(健康福祉部各課、子ども政策室関係課)
- 新型インフルエンザに関する情報や国内・県内における通常のインフルエンザの流行状況の情報を提供する。(健康福祉部各課、子ども政策室関係課)
- 施設の管理者に対し、職員の健康状態の把握に努め、咳エチケット、手洗い、うがい、マスク着用等一次予防の徹底を図るとともに発熱、咳等の症状のある者の早期発見と保健所への連絡について勧奨を行うよう要請する。(健康福祉部各課、子ども政策室関係課)
- 施設における感染防止策、まん延期に入所者や従事者が複数発症した場合の業務継続等の管理体制への移行を要請する。(健康福祉部各課、子ども政策室関係課)

⑤ 国際航空・船舶

- 海外からの着陸航空機及び入港船舶の情報を収集し、関係機関に提供する。(交通政策課空港港湾室、空港事務所、港湾事務所)
- 新型インフルエンザの感染が疑われる患者が入国した場合、停留等を行う検疫所と連携するとともに、患者を感染症指定医療機関等に移送する。(保健薬務課、保健所、総合防災課)
- 新型インフルエンザの感染が疑われる患者が乗っていた航空機・船舶の同乗者に対する積極的疫学調査を実施する。(保健薬務課、保健所)

⑥ 興行施設、商業施設、公共機関、公共施設

- 新型インフルエンザに関する情報や国内・県内における通常のインフルエンザの流行状況の情報を提供するとともに、活動を自粛するよう要請する。(関係各課⇒事業者団体⇒施設等)
- 咳エチケット、手洗い、うがい、マスク着用等一次予防の徹底を要請する。(関係各課⇒事業者団体⇒施設等)
- 感染防止に関して利用者に協力を呼びかける掲示や案内、利用を抑制する措置等を要請する。(関係各課⇒事業者団体⇒施設等)

⑦ 高齢者・障がい者世帯等

- 市町村に対し、医療に関する相談・支援を行うよう要請する。(健康福祉部関係各課⇒市町村)
- 咳エチケット、手洗い、うがい、マスク着用等一次予防の徹底を要請する。(健康福祉部関係各課⇒市町村⇒高齢者・障がい者世帯等)

- 在宅介護を受ける要介護者に一定の介護が提供されるよう、介護の際にインフルエンザを感染させることのないよう、また、自宅で死亡した患者への対応を行うよう、市町村保健・福祉主管課、介護サービス事業者等の中で指導連携の徹底を要請する。(健康福祉部関係各課)

⑧ 旅行者、駐在員

- 国内外の新型インフルエンザ発生状況について旅行者に情報提供する。発生地域への旅行・移動についてはやむを得ない場合を除き自粛を要請する。(観光振興課⇒事業者団体)
- 旅行予定者に対し、咳エチケット、手洗い、うがい、マスク着用等一次予防の徹底及び発熱、咳等の症状がある場合、旅行自粛を要請するとともに、保健所へ連絡するよう要請する。(観光振興課⇒事業者団体)
- 外務省から感染症危険情報や在外公館の情報等を収集し、発生国に駐在する従業員及びその家族等に対して、現地における安全な滞在方法や退避の方法について速やかに情報提供するよう要請する。(工業振興課、商業経済交流課、観光振興課⇒事業者団体⇒事業所)
- 海外に派遣されている駐在員、日本人学校教師、海外技術協力員及び留学生等に対し、新型インフルエンザに関する情報を提供する。(関係各課)
- 国外・県外から来県した観光客に、咳や発熱などの症状が見られる場合は保健所に連絡するよう旅館・ホテル等に要請する。(保健薬務課、保健所⇒宿泊事業者団体⇒旅館等)

⑨ 警察

- 混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、犯罪情報の収集に努め、広報啓発活動を推進するとともに、社会の安全と治安の確保に努める。(県警)

(4) 医療対策

① 積極的疫学調査

- 国内発生早期に引き続き、実施する。(保健所)

② 医療体制

ア 医療機関との連絡調整

(ア) 発熱外来

- 発熱外来の継続を要請する。(保健薬務課、保健所、健康福祉企画課、市町村)
- 新型インフルエンザの感染が疑われると判断した場合、直ちに保健所に連絡するよう要請する。(保健薬務課、保健所、健康福祉企画課)

(イ) 感染症指定医療機関等

- 新型インフルエンザの感染が疑われると判断した場合、直ちに保健所に連絡するよう要請する。(保健薬務課、保健所、健康福祉企画課)
- 検査の結果、新型インフルエンザ患者と診断された場合、感染拡大を封じ込めるため、症状の程度にかかわらず入院勧告を行う。(保健所)

(ウ) 一般病院

- 新型インフルエンザの感染が疑われる患者が受診した場合、直ちに保健所に連絡し、受け入れに適切な感染症指定医療機関等につき指示を受け、感染症指定医療機関等への受診指導を行うよう要請する。(保健薬務課、保健所、健康福祉企画課)
- 入院患者受入医療機関に対し、治療計画の見直しを進め、病床の確保を図るよう要請する。(保健薬務課、保健所、健康福祉企画課)

(エ) 診療所

- 新型インフルエンザの感染が疑われる患者が受診した場合、直ちに保健所に連絡し、受け入れに適切な感染症指定医療機関等につき指示を受け、感染症指定医療機関等への受診指導を行うよう要請する。(保健薬務課、保健所、健康福祉企画課)
- 病院、医師会、市町村等が設置する発熱外来の運営に協力するよう要請する。(保健薬務課、保健所、健康福祉企画課)

イ 医療スタッフの確保・予防対策・健康管理

- 各医療機関に対し、医療スタッフに対する感染防御対策と健康管理を徹底するよう要請する。(保健薬務課、保健所、健康福祉企画課、県立病院課)
- 医師会、薬剤師会等医療関係団体と連携し、医療スタッフを確保する。(保健薬務課、保健所、健康福祉企画課)
- 看護協会等と連携し、発熱相談センターでの電話相談対応や感染予防のための訪問保健指導などを行う医療スタッフ(離職者・退職者等の応援含む)を確保する。(保健薬務課、保健所、健康福祉企画課)
- 事業継続計画の継続実施を要請する。(保健薬務課、保健所、健康福祉企画課、県立病院課)

ウ 患者移送体制の強化

- 消防、医療機関に対し、新型インフルエンザ患者の感染症指定医療機関等への移送を行うよう要請する。(保健薬務課、保健所、総合防災課)
- 各消防機関に対し、搬送時に感染防御対策を徹底するよう要請する。(保健薬務課、保健所、総合防災課)

エ 臨時の収容施設

- 臨時収容施設にあてる公共施設等に対し受け入れを要請するとともに、協力が得られる医療機関に医療スタッフの応援を要請する。(保健薬務課、保健所、健康福

社企画課他関係各課)

オ 抗インフルエンザウイルス薬、医療資器材

- 感染症指定医療機関等に対し、抗インフルエンザウイルス薬、医療資器材が適正かつ円滑に流通するよう調整する。(保健薬務課)
- 流通している抗インフルエンザウイルス薬の在庫量が一定量以下になった時点で、県が備蓄している抗インフルエンザウイルス薬を、医薬品卸業協会を通じて、発熱外来及び感染症指定医療機関等に配送する。なお、備蓄している抗インフルエンザウイルス薬の使用状況及び在庫状況を経時的に厚生労働省に報告する。(保健薬務課)
- まん延期に抗インフルエンザウイルス薬の不足が見込まれる場合には、厚生労働省に対し県内への供給調整を依頼する。(保健薬務課)

カ パンデミックワクチン

- 国のワクチン接種に関するガイドラインに基づき、製造され次第、接種を開始する。(保健薬務課、保健所、市町村)
- 医療スタッフ及び社会機能の維持に関わる者に対するプレパンデミックワクチンの有効性が認められない場合には、これらの者に対し、パンデミックワクチンの先行接種を行う。(保健薬務課、保健所、市町村)

(5) 社会対応

- 事業所に対して、事業継続計画に基づく対策を行うよう要請する。(関係各課⇒事業者団体⇒事業所)
- 社会機能の維持に関わる事業者に対して、事業継続計画に基づく重要業務の継続を要請する。(関係各課⇒事業者団体⇒事業所)
- 市町村においては、業務継続計画に基づき、職場における感染防止策の対応を強化し、重要業務の継続や不要不急の業務の縮小を行うよう要請する。(生活安全調整課)
- 県は、業務継続計画に基づき、職場における感染防止策を強化するとともに、重要業務の継続や不要不急の業務の縮小を行う。(各所属)

5 まん延期、

県内において入院措置等による感染拡大防止効果が十分に得られなくなった状態。

回復期

県内においてピークを超えたと判断できる状態

(1) 県の組織体制

- 対策本部及び対策支部は、引き続き的確な情報収集を実施し、県民、関係機関、事業所等に対して迅速かつ的確な情報提供を行うとともに、感染拡大防止や社会・経済機能の維持を図る。(関係各課)

(2) 情報収集・提供

① サーベイランス

- 感染症法に基づく医師からの報告により、新型インフルエンザ（疑似症含む）の発生動向について把握する。(保健薬務課、保健所、衛生研究所)
- アウトブレイクサーベイランスを中止する。(保健薬務課、保健所、衛生研究所)
- 疑い症例調査支援システムによるサーベイランスを中止する。(保健薬務課、保健所、衛生研究所)
- パンデミックサーベイランスを継続する。(保健薬務課、保健所、衛生研究所)
- 予防接種副反応迅速把握システムを継続する。(保健薬務課、保健所、衛生研究所、市町村)
- 臨床情報共有システムを継続する。(保健薬務課、保健所、衛生研究所)
- ウイルス学的サーベイランスを継続する。(保健薬務課、保健所、衛生研究所)
- インフルエンザ様疾患集団発生報告に基づく情報収集を中止する。(保健薬務課、保健所、衛生研究所)

② 情報提供・相談

ア 情報提供

- 市町村及び医療機関などの関係機関・団体に対する情報提供を継続する。(生活安全調整課、保健薬務課、衛生研究所他関係各課)
- 市町村に対し、住民への情報提供の継続と地域における発熱外来、医療体制についての周知を要請する。(生活安全調整課、保健薬務課)
- 国から示される症例定義、診断、治療に係る方針について、医療機関に周知する。(保健薬務課、保健所、健康福祉企画課)
- 市町村に対し、重症者のみ入院加療とし、軽症者は自宅療養することを住民に周知するよう要請する。(生活安全調整課、保健薬務課)

イ 相談

- 相談窓口の体制を強化する。(県庁、総合支庁、保健所、市町村)

(3) 感染拡大防止対策

① 一般家庭

- 市町村に対し、新型インフルエンザに関する情報提供、国内外・県内における通常のインフルエンザの流行状況の情報提供、咳エチケット、手洗い、うがい、マスク着用等一次予防の徹底を周知する。また、可能な限り外出及び旅行等を控えるよう要請する。(保健薬務課、保健所、市町村)
- 感染・発病が疑われる場合には、地域の発熱外来を適正に受診するよう要請する。(保健薬務課、保健所、市町村)

② 学校

- 学校の設置者に対し、不特定多数の者が集まる活動の自粛、臨時休業及び入学試験の延期等を行うよう要請する。(教育庁各課他関係各課)
- 新型インフルエンザに関する情報や国内・県内における通常のインフルエンザの流行状況の情報を提供する。(教育庁各課他関係各課)
- 長期の学校休業期間における教育・管理体制への移行を要請する。(教育庁各課他関係各課)
- 大学等に対し、必要に応じ、休業も含め、できる限り感染拡大をしないための運営方法の工夫を要請する。(関係各課)
- 医療機関における混乱を回避するため、学校の管理者が生徒等に対し、「新型インフルエンザに罹患していないことの証明」等を求めることのないよう要請する。(教育庁各課他関係各課)
- 回復期になった時点から、概ね7日ごとに厚生労働省等と協議して、臨時休業の解除時期を検討し、必要であれば学校設置者に要請する。(保健薬務課、教育庁各課他関係各課)

③ 事業所

- 不要不急の会議、研修、行事・イベント、旅行等の自粛を要請する。(関係各課⇒事業者団体⇒事業所)
- 新型インフルエンザに関する情報や国内・県内における通常のインフルエンザの流行状況の情報を提供する。(関係各課⇒事業者団体⇒事業所)
- 事業所の管理者に対し、従業員の健康状態の把握に努め、咳エチケット、手洗い、うがい、マスク着用等一次予防の徹底を図るとともに、発熱、咳等の症状のある者の早期発見と発熱外来受診勧奨を行うよう要請する。(関係各課⇒事業者団体⇒事業所)
- 社会機能の維持に関わる事業者に対し、重要業務の継続に努めるよう要請する。(関係各課⇒事業者団体⇒事業所)
- 学校・保育施設等の臨時休業の影響により、保護者(従業員)が休暇を取得せざるを得ない場合には、十分配慮するよう要請する。(関係各課⇒事業者団体⇒事

業所)

- 医療機関における混乱を回避するため、事業所の管理者が職員等に対し、「画新型インフルエンザに罹患していないことの証明」等を求めることのないよう要請する。(関係各課⇒事業者団体⇒事業所)

④ 社会福祉施設

- 不要不急の会議、研修、行事・イベント、旅行等の自粛を要請する。(健康福祉部関係各課、子ども政策室関係課)
- 発熱、咳等の症状のある者の面会・訪問等を制限し、施設内へのインフルエンザ持ち込み防止について協力を求めるよう要請する。(健康福祉部各課、子ども政策室関係課)
- 新型インフルエンザに関する情報や国内・県内における通常のインフルエンザの流行状況の情報を提供する。(健康福祉部各課、子ども政策室関係課)
- 施設の管理者に対し、職員の健康状態の把握に努め、咳エチケット、手洗い、うがい、マスク着用等一次予防の徹底を図るとともに、発熱、咳等の症状のある者の早期発見と発熱外来の受診勧奨を行うよう要請する。(健康福祉部各課、子ども政策室関係課)
- 施設における感染防止策、まん延期に入所者や従事者が複数発症した場合の業務継続等の管理体制の移行を要請する。(健康福祉部各課、子ども政策室関係課)

⑤ 国際航空・船舶

- 海外からの着陸航空機及び入港船舶の情報を収集し、関係機関に提供する。(交通政策課空港港湾室、空港事務所、港湾事務所)
- 新型インフルエンザの感染が疑われる患者が入国した場合、検疫所と連携して対応する。(保健業務課、保健所)

⑥ 興行施設、商業施設、公共機関、公共施設

- 新型インフルエンザに関する情報や国内・県内における通常のインフルエンザの流行状況の情報を提供するとともに、活動を自粛するよう要請する。(関係各課⇒事業者団体⇒施設等)
- 咳エチケット、手洗い、うがい、マスク着用等一次予防の徹底を要請する。(関係各課⇒事業者団体⇒施設等)
- 感染防止に関して利用者に協力を呼びかける掲示や案内、利用を抑制する措置等を要請する。(関係各課⇒事業者団体⇒施設等)

⑦ 高齢者・障がい者世帯等

- 市町村に対し、医療に関する相談・支援を行うよう要請する。(健康福祉部関係各課⇒市町村⇒高齢者・障がい者世帯等者)
- 咳エチケット、手洗い、うがい、マスク着用等一次予防の徹底を要請する。(健康福祉部関係各課⇒市町村⇒高齢者・障がい者世帯等)

- 在宅介護を受ける要介護者に一定の介護が提供されるよう、介護の際にインフルエンザを感染させることのないよう、また、自宅で死亡した患者への対応を行うよう、市町村保健・福祉主管課、介護サービス事業者等の中で指導連携の徹底を要請する。(健康福祉部関係各課)
- 市町村に対し、速やかに必要な生活支援(見回り、介護、訪問看護、食料提供等)を行うよう要請する。(健康福祉部関係各課⇒市町村⇒高齢者・障がい者世帯等)

⑧ 旅行者、駐在員

- 国内外の新型インフルエンザ発生状況について旅行者に情報提供する。発生地域への旅行・移動についてはやむを得ない場合を除き自粛を要請する。(観光振興課⇒事業者団体⇒事業所)
- 旅行予定者に対し、咳エチケット、手洗い、うがい、マスク着用等一次予防の徹底及び発熱、咳等の症状がある場合、旅行自粛を要請するとともに、発熱外来を受診するよう要請する。(観光振興課⇒事業者団体⇒事業所)
- 外務省から感染症危険情報や在外公館の情報等を収集し、発生国に駐在する従業員及びその家族等に対して、現地における安全な滞在方法や退避の方法について速やかに情報提供するよう要請する。(工業振興課、商業経済交流課、観光振興課⇒事業者団体⇒事業所)
- 海外に派遣されている駐在員、日本人学校教師、海外技術協力員及び留学生等に対し、新型インフルエンザに関する情報を提供する。(関係各課)
- 国外・県外から来県した観光客に、咳や発熱などの症状が見られる場合は保健所に連絡するよう旅館・ホテル等に要請する。(保健薬務課、保健所⇒宿泊事業者団体⇒旅館等)

⑨ 火葬場

- 可能な限り火葬炉を稼働させるよう要請する。(保健薬務課、保健所、市町村)
- 死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。(保健薬務課、保健所、市町村)

⑩ 警察

- 混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、犯罪情報の収集に努め、広報啓発活動を推進するとともに、社会の安全と治安の確保に努める。(県警)

(4) 医療体制

① 疫学調査

- 積極的疫学調査を中止する。(保健薬務課、保健所)

② 医療体制

ア 医療機関との連絡調整

(ア) 全ての医療機関

- 感染症法に基づく入院措置が中止されることから、原則として全ての医療機関（透析病院、がん専門病院、産科病院等を除く）に対し、新型インフルエンザ患者（疑い例を含む）の治療を要請する。（保健薬務課、保健所、健康福祉企画課）
- 必要となる入院患者受入病床（村山480床以上、最上80床以上、置賜220床以上、庄内250床以上）の確保を要請する。（保健薬務課、保健所）
- 入院治療は原則として重症者（重度の肺炎や呼吸機能の低下等を認め、医学的に入院が必要と判断される新型インフルエンザ患者）を対象とし、それ以外の患者に対しては在宅での療養を要請するよう周知する。（保健薬務課、保健所、健康福祉企画課）
- 回復期においては、医療機関の人的被害及び医療資器材の在庫状況を確認し、新型インフルエンザやその他の疾患に係る診療が継続されるように調整する。（保健薬務課、保健所、健康福祉企画課）

※まん延期において、かかりつけ医師が事前に了承し、その旨をカルテ等に記載することで、慢性疾患患者の感染が、電話診療により診断できた場合、FAXによる抗インフルエンザウイルス薬の処方箋が発行ができる。

(イ) 発熱外来

- 感染症指定医療機関及び病院、医師会、市町村等に対し、発熱外来の設置継続を要請する。（保健薬務課、保健所、健康福祉企画課）
- 入院治療の必要な重症者について、直ちに保健所に連絡するよう要請する。軽症者に対しては自宅療養を要請するものとする。（保健薬務課、保健所、健康福祉企画課）
- 回復期においては、発生動向及び診療の人的体制を勘案し、発熱外来の設置体制を調整する。（保健薬務課、保健所、健康福祉企画課）

(ウ) 感染症指定医療機関等

- 入院治療は重症者を受け持ち、軽症者は自宅での療養を勧め、患者の振り分け（トリアージ）を適切に行うよう要請する。（保健薬務課、保健所、健康福祉企画課）

(エ) 一般病院

- 入院患者の増大から、通常の医療の確保が困難になることが想定されるため、入院患者受入医療機関に対し、重症者のみの入院治療を要請する。（保健薬務課、保健所、健康福祉企画課）

(オ) 診療所

- 病院、医師会、市町村が設置する発熱外来の運営に協力するよう要請する。（保健薬務課、保健所、健康福祉企画課）

- 入院治療の必要な重症者について、直ちに保健所に連絡するよう要請する。軽症者に対しては自宅療養を要請する。(保健薬務課、保健所、健康福祉企画課)

イ 入院の調整

- 入院患者の極端な増加が予想されることから、重症者の入院が優先的に行われるよう医療機関の空床状況把握に努め各医療機関、保健所、消防本部が連携して調整を図る。(保健薬務課、保健所、健康福祉企画課、総合防災課)

ウ 医療スタッフの確保・予防対策・健康管理

- 医師会、薬剤師会等医療関係団体と連携し、医療スタッフを確保する。(保健薬務課、保健所、健康福祉企画課)
- 看護協会等と連携し、発熱相談センターでの電話相談対応や感染予防のための訪問保健指導などを行う医療スタッフ(離職者・退職者等の応援含む)を確保する。(保健薬務課、保健所、健康福祉企画課)
- 各医療機関に対し、医療スタッフに対する感染防御対策と健康観察を要請する。(保健薬務課、保健所、健康福祉企画課、県立病院課)
- 患者の増大により抗インフルエンザウイルス薬の不足が予測されることから、予防投薬は原則中止し、感染防御対策を徹底するよう要請する。(保健薬務課)

エ 患者移送体制の強化

- 救急搬送される患者が増大することから、患者を迅速に適切な医療機関へ搬送できるよう、積極的に情報共有等の連携を行う。(保健薬務課、保健所、総合防災課)
- 各消防機関に対し、感染防御対策を徹底するよう要請する。(保健薬務課、保健所、総合防災課)

オ 臨時の収容施設

- 新型インフルエンザ患者が増加し、医療機関内に収容しきれない場合は、事前に選定した公共施設等を臨時の収容施設にあてるとともに、協力が得られる医療機関に医療スタッフの応援を要請する。(保健薬務課、保健所、健康福祉企画課、関係各課)
- 回復期においては、医療機関への転送を調整し、臨時の収容施設の閉鎖を検討する。(保健薬務課、保健所、健康福祉企画課、関係機関)

カ 抗インフルエンザウイルス薬、医療資器材

- 県内で、抗インフルエンザウイルス薬、医療資器材が適正かつ円滑に流通するよう調整する。(保健薬務課)
- 流通している抗インフルエンザウイルス薬の在庫量が一定量以下になった時点で、県が備蓄している抗インフルエンザウイルス薬を医薬品卸業協会を通じて供給する。なお、備蓄している抗インフルエンザウイルス薬の使用状況及び在庫状

況を経時的に厚生労働省に報告し、流通が不足する場合、厚生労働省に補充を要請する。(保健薬務課)

キ パンデミックワクチン

- 国から示されるワクチン接種に関するガイドラインに基づき、製造され次第、接種を開始する。(保健薬務課、保健所、市町村)
- 医療スタッフ及び社会機能の維持に関わる者に対するプレパンデミックワクチンの有効性が認められない場合には、これらの者に対し、パンデミックワクチンの先行接種を行う。(保健薬務課、保健所、市町村)

(5) 社会対応

- 事業所に対して、事業継続計画に基づく対策を行うよう要請する。(関係各課⇒事業者団体⇒事業所)
- 社会機能の維持に関わる事業者に対して、引き続き事業継続計画に基づく重要業務の継続を要請する。(関係各課⇒事業者団体⇒事業所)
- 市町村に対して、業務継続計画に基づき、引き続き職場における感染防止策の対応を強化し、重要業務の継続や不要不急の業務の縮小を行うよう要請する。(生活安全調整課)
- 県は、業務継続計画に基づき、職場における感染防止策を強化するとともに、重要業務の継続や不要不急の業務の縮小の実施状況を把握する。(各所属)

6 小康期

患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

(1) 県の組織体制

- 対策本部及び対策支部の体制の縮小、解除時期を検討する。(関係各課)
- 第二波等に備え、対策本部・対策支部の実施体制及び業務継続体制について検討する。(関係各課)

(2) 情報収集・提供

① サーベイランス

- パンデミックサーベイランスを中止し、通常のインフルエンザサーベイランスに移行する(保健薬務課、保健所、衛生研究所)
- 感染症法に基づく医師からの報告により、新型インフルエンザ(疑似症含む)の発生動向について把握する。(保健薬務課、保健所、衛生研究所)
- これまで実施してきた発生動向調査等について、必要に応じた見直しを行う。(保健薬務課、保健所、衛生研究所)

② 情報提供・相談

ア 情報提供

- 市町村及び医療機関などの関係機関・団体に対し、引き続き情報提供を行うとともに、流行の第二波に備え、患者発生状況、相談体制及び医療体制等について、必要に応じ報道機関を通じて情報提供を行う。(保健薬務課、生活安全調整課)
- 市町村に対し、住民への情報提供を要請する。(保健薬務課、生活安全調整課)
- 情報提供体制を評価し、流行の第二波に向けた見直しを行う。(生活安全調整課、保健薬務課)
- 国から示される症例定義、診断、治療に係る方針について、医療機関に周知する。(保健薬務課、健康福祉企画課、保健所)

イ 相談

- 状況を見ながら、相談窓口等を縮小する。(県庁、総合支庁、保健所、市町村)

(3) 感染拡大防止対策

① 学校

- 閉鎖解除の時期を周知するとともに第二波に備えた感染防止対策の維持について要請する。(教育庁各課他関係各課)

② 事業所

- 終息に向けた業務の復旧を図りつつ、第二波等に備えた感染防止対策の維持について要請する。(関係各課)

③ 社会福祉施設

- 終息に向けた業務の復旧を図りつつ、第二波等に備えた感染防止対策の維持について要請する。(健康福祉部各課、子ども政策室関係課)

④ 国際航空・船舶

- 終息に向けた業務の復旧を図りつつ、第二波等に備えた感染防止対策の維持について要請する。(関係各課)

⑤ 興行施設、商業施設、公共機関、公共施設

- 終息に向けた業務の復旧を図りつつ、第二波等に備えた感染防止対策の維持について要請する。(関係各課)

⑥ 高齢者・障がい者世帯等

- 終息に向けた業務の復旧を図りつつ、第二波等に備えた感染防止対策と生活支援について要請する(健康福祉部関係各課⇒市町村⇒高齢者・障がい者世帯等)

⑦ 旅行者、駐在員

- 終息に向けた業務の復旧を図りつつ、第二波等に備えた感染防止対策の維持について要請する。(関係各課)

(4) 医療対策

- 新型インフルエンザの発生状況を見ながら、医療体制の見直しについて検討を行う。(保健薬務課、健康福祉企画課、保健所)
- 地域の感染状況及びニーズを踏まえ、発熱外来の縮小・中止について周知する。(保健薬務課、保健所)
- 医療機関等に対し、不足している医療資器材及び医薬品の確保について要請する。(健康福祉企画課、保健薬務課)
- 新型インフルエンザの流行による被害を把握し、分析する。(生活安全調整課、保健薬務課、関係各課)
- 国から示されるワクチン接種に関するガイドラインに基づき、パンデミックワクチンが製造され次第、接種を開始する。(保健薬務課、保健所、市町村)

(5) 社会対応

- 事業所に対して、小康状態においても感染防止策の徹底を要請する。(関係各課)
- 市町村に対して、第二波に備えた体制等について検討を行うよう要請する。(生活安全調整課)

Ⅶ 低病原性であることが判明した場合の対応

本行動計画は、高病原性の鳥インフルエンザに由来する新型インフルエンザ（A/H5N1）を念頭に置いている。しかしながら、2009年4月、北米に端を発した豚由来の新型インフルエンザ（A/H1N1）は、人に免疫がないため感染力は強いが、多くの感染者は軽症のまま回復しているという特徴（低病原性）を持ち、想定していた健康被害の程度とは異なっている。

基本的に、低病原性の場合であっても、その対応は高病原性の場合に準拠するものであるが、発熱外来の設置主体を病院中心にするなど一部医療体制に変更を要するほか、学校・保育施設等の臨時休業をはじめとする感染防止対策・社会対応については、実情に応じて柔軟に対応する必要がある。

（１） 医療体制

高病原性の場合、発熱外来については、新型インフルエンザ患者とそれ以外の疾患の患者とを振り分けるため、国内発生早期において病院、医師会、市町村等に対し、概ね各市町村1箇所以上の設置を要請することとしているが、低病原性であることが判明した場合には、以下のとおりとする。

- 海外発生期において、感染症指定医療機関に対し発熱外来の設置を要請する。
（健康福祉企画課、保健薬務課、保健所）
- 国内発生早期において、県内での患者発生に備え、二次保健医療圏の基幹病院、救急告示病院、自治体病院に対し発熱外来の設置を要請する。（健康福祉企画課、保健薬務課、保健所）
- 県内に患者が発生した初期については、感染の拡大防止のため、上記発熱外来において新型インフルエンザ患者（疑い例含む）とそれ以外の患者のトリアージを実施する。（健康福祉企画課、保健薬務課、保健所）
- 感染拡大により患者が増加した場合には、対応可能なすべての一般医療機関を登録したうえで外来診療を行うことを要請し、一部の医療機関に患者が集中することを避けるとともに、重症患者に対し適切な医療が提供できる体制を構築する。

また、感染症指定医療機関への入院勧告（措置）については原則として行なわず自宅療養とするが、重症患者については一般入院医療機関においても入院を受け入れるよう要請する。（健康福祉企画課、保健薬務課、保健所）

（２） 感染拡大防止対策・社会対応

高病原性の場合、学校・保育施設等では感染が広がりやすく、かつ、重症化の可能性が高いため、県内で患者が1例発生した段階で、知事の要請に基づき、学校等の設置者は臨時休業を検討することとしているが、低病原性であることが判明した場

合には、以下のとおりとする。

- 学校・保育施設等における臨時休業等の対応については、原則として、それぞれの設置者等が主体的に対応を判断することとし、その際の目安は下記のとおりとする。
- 不特定多数の人が集まる施設、集客施設については、事業活動の自粛は要請しないが、感染予防措置の要請を行う。ただし、「今後のまん延の状況等により、自粛を要請する場合がある」ことを周知する。(関係各課⇒事業者団体⇒施設等)
- スポーツ大会や集会などは一律に自粛を求めず、主催者が開催の必要性を再検討するよう要請する。(関係各課⇒事業者団体⇒施設等)
開催する場合は感染を減らす工夫をしてもらい、体調不良の人には参加や観戦を控えるよう呼び掛けを要請する。(関係各課⇒事業者団体⇒施設等)
- 大学等に対し、必要に応じ、休業も含め、できる限り感染拡大の速度を遅らせるための運営方法の工夫を要請する。(関係各課)
- 学校等の休業の影響で、保護者(従業員)が休暇を取得する際の配慮を要請する。(関係各課⇒事業者団体⇒事業所)
- 医療機関における混乱回避するため、学校や事業所の管理者が、生徒や職員等に対し、「新型インフルエンザに罹患していないことの証明」等を求めることのないよう要請する。(関係各課⇒事業者団体⇒事業所)

【学校・保育施設等の臨時休業等の社会対応の目安】

① 学校の場合

学校(出席停止は学校長、臨時休業は設置者)は、新型インフルエンザ患者を確認した場合、学校医の助言を受け、患者の出席停止及び学級閉鎖等による休業を検討する。(必要に応じ設置者は保健所に助言を求める。)

状 況	対応の目安
同一クラス内に、1名のインフルエンザ患者が確認された場合	本人のみ出席停止(解熱後2日まで) 他の児童・生徒の登校前の検温と発熱時の出席停止
同一クラス内に、複数の新型インフルエンザ患者(疑い含む。以下同様)が確認され、他にも発熱等の有症者がいるなど、感染拡大のおそれがあると判断された場合	学級閉鎖(1週間)
さらに感染拡大のおそれがあると判断された場合	学年閉鎖、学校閉鎖(1週間)

② 保育施設の場合

保育施設は新型インフルエンザ患者を確認した場合、市町村と協議し、休業を検討する。（必要に応じ設置者は保健所に助言を求める。）

状 況	対応の目安
1名のインフルエンザ患者（※学校と同様）が確認された場合	本人のみ出席停止（解熱後2日まで） 他の児童の登園前の検温と発熱時の出席停止
複数の新型インフルエンザ患者の発生が確認され、かつ、感染拡大のおそれがあると判断された場合	休業（1週間） ただし、保育に欠ける状況にあるなど、どうしても預けなければならない合理的理由がある場合には、感染防止に留意しながら保育を行うことについて弾力的に対応

③ 社会福祉施設の場合

社会福祉施設は集団発生を確認した場合、県及び市町村の担当部局と協議し、対応を検討する。（必要に応じ設置者は保健所に助言を求める。）

状 況	対応の目安
1名のインフルエンザ患者（※学校と同様）が確認された場合	本人のみ利用自粛（解熱後2日まで） 施設入所者は個室に転室等
複数の新型インフルエンザ患者が発生した場合	通所系サービスの休止（1週間） 短期入所サービスの新規受入自粛（1週間） 施設入所者への面会・訪問等の自粛

④ 事業所（民間企業等）の場合

状 況	対応の目安
インフルエンザ患者の発生が確認された場合	本人のみ出勤自粛（解熱後2日まで）

【「目安」に関する留意事項】

- 1) 広域流行の可能性があるなど特に必要と認める場合には、新型インフルエンザ対策本部（保健所）は、患者が発生していない学校・保育施設等を含めた広域での臨時休業を要請する。
- 2) 低病原性のインフルエンザに感染しても、若くて健康な人は重症化する可能

性が低いため、インフルエンザが主に学校等の集団の中で流行している状況においては、地域での重症例の発生は少ないと推定される。

しかし、ウイルスが学校等の集団内だけでなく、コミュニティに広く浸透してしまうと、重症化リスクのある人（妊婦や基礎疾患を有する人）にも感染が及ぶようになり、重症例の発生が増える恐れがある。

流行初期における集団発生の端緒の監視（クラスターサーベイランス）、並びに学級閉鎖等の休業措置の目的は、学校等の中での流行拡大の阻止はもちろんだが、これにより、地域内でのウイルス拡散を抑止し、重症患者の発生を抑えることであり、上記の目安は、季節性インフルエンザに比べて、より早い段階から学級閉鎖等の休業措置を行う方針を示したものである。

地域内で急速に患者数が増加し、本格的な流行期を迎えた段階においては、早期の休業措置による地域内での感染拡大防止効果は薄くなるため、クラスターサーベイランスを変更し、休業措置についても季節性インフルエンザの場合と同様の対応、すなわち、インフルエンザによる欠席者の数がある程度多くなった場合にのみ、学級閉鎖を行うなどの対応に切り替えることとする。

- 3) この目安については、新型インフルエンザの病原性の特徴や地域の実情、さらには国の方針等に従い、柔軟に運用することとする。

【 用 語 解 説 】

○ インフルエンザ

インフルエンザは、インフルエンザウイルスによる感染症で、原因となっているウイルスの抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。

A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。（いわゆるA/ソ連型（H1N1）、A/香港型（H3N2）というのは、これらの亜型を指している。）

○ 鳥インフルエンザ

A型インフルエンザウイルスを原因とする鳥の感染症のこと。このうち、家きんに対し高い死亡率を示すなど特に強い病原性を示すものを「高病原性鳥インフルエンザ」という。近年、鳥から人への偶発的な感染事例が認められているが、病鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合等に起こると考えられており、十分に加熱調理された鶏肉や鶏卵からの感染の報告はない。なお、感染症法においては、鳥由来のH5N1亜型のインフルエンザウイルスが人に感染することで引き起こす疾患を「鳥インフルエンザ（H5N1）」という。

○ パンデミック

感染症の世界的大流行。特に新型インフルエンザのパンデミックは、近年これが人の世界に存在しなかったためにほとんどの人が免疫を持たず、人から人へ効率よく感染する能力を得て、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

○ 家きん

鶏、あひる、うずら等、家畜として飼養されている鳥。なお、家畜伝染病予防法における高病原性鳥インフルエンザの対象家畜として、鶏、あひる、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥が指定されている。

○ サーベイランス

見張り、監視制度という意味。特に人の感染症に関しては、感染症法に基づき、感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析が行われている。

○ 感染症サーベイランスシステム（NESID）

感染症法では、感染症の発生を迅速に把握することによって、感染症の予防と拡大防止、そして国民に正確な情報を提供することを目的として、日常的に種々の感染症の発生動向を監視している。これは感染症を診断した医療機関からの発生報告を基本としており、これらの発生報告を一元的に効率よく収集解析するために、地方自治体と国の行政機関を結ぶネットワーク又はインターネットをベースに構築された電子的なシステムを指す。

○ 病原体サーベイランス

感染症サーベイランスのうち、特に、感染の原因となった病原体についての発生数や詳細な種類などについて報告してもらい、状況を監視するシステム。

○ 症候群サーベイランス

あらかじめ指定する医療機関において、一定の症候を有する患者が診察された場合に、即時的に報告を行ってもらい、感染症の早期発見を目的とするシステム。

○ 疑い症例調査支援システム

感染症サーベイランスシステム（NESID）等を用いて、大規模な流行の可能性のある感染症に感染した疑いがある患者に関する情報（行動履歴、接触者情報を重点に置く。）を登録し、疫学的リンクや異常な症状から、新しい亜型のインフルエンザ患者を発見するために、疑われる症例を診断に結びつけていくシステム。

○ ウイルス学的サーベイランス

流行している新型インフルエンザウイルスの抗原性、遺伝子型、抗インフルエンザウイルス薬への感受性を調べ、ワクチンの効果や治療方法の評価、あるいはそれらの変更の根拠とするためのシステム。

○ アウトブレイクサーベイランス

地域や医療機関でのアウトブレイク（発熱と上気道症状、あるいは肺炎を罹患、それによる死亡など、類似の症状を呈する3人以上の患者が存在し、同居者などの疫学的なリンクがある場合やそのうちの1人が医療従事者である場合）などの集団感染の発生を検知するシステム。

○ パンデミックサーベイランス

海外発生期から国内発生早期までの間、国内発生を可能な限り早期に発見することを目的として、定点医療機関等において、軽症例の患者の集積及び重症例の患者の集積を把握するサーベイランスシステム。感染拡大期から小康期までの間、新型インフルエンザの発生動向等を迅速に把握及び還元することを目的として、指定届出機関において、外来患者数、入院患者数及び死亡者数を把握するシステム。

○ クラスターサーベイランス

医師、学校の設置者、社会福祉施設等の施設長等からの連絡により、同一の集団（学校、学習塾、社会福祉施設、医療施設、職場等）において、感染拡大初期は大規模な流行につながる可能性がある集団発生の端緒を把握、感染が相当程度拡大した後は重症化しやすい基礎疾患を有する患者等の感染拡大の可能性のある集団発生を継続的に把握するシステム。

○ 予防接種副反応迅速把握システム

ワクチンの副反応の状況を把握するシステム。接種継続の是非、対象者の限定、予防接種優先順位の変更等の判断に役立てることとする。

○ 薬剤耐性株サーベイランス

収集したウイルス株の薬剤感受性試験や遺伝子解析を行い、抗インフルエンザウイルス薬に対する耐性株の出現頻度やその性状等について把握するための検査を行う。

○ トリアージ

災害発生時などに多数の傷病者が発生した場合に、適切な搬送、治療等を行うために、傷病の緊急度や程度に応じて優先順位をつけること。

○ 人工呼吸器

救急時・麻酔使用時等に、患者の肺に空気又は酸素を送って呼吸を助けるための装置。

○ 個人防護具(Personal Protective Equipment： P P E)

マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種の病原体、化学物質、放射性物質、その他の危険有害要因との接触による障害から個人を守るために作成・考案された防護具。特に病原体の場合は、その感染を防御することが目的であり、感染経路や用途（スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等）に応じて適切なP P Eを考案・準備する必要がある。

○ 発熱外来

新型インフルエンザに係る診療を効率化し混乱を最小限にするために設置される外来専門の医療施設。感染拡大期までの発熱外来は、新型インフルエンザの患者とそれ以外の疾患の患者とを振り分けることで両者の接触を最小限にし、感染拡大の防止を図ることを目的とする。まん延期以降における発熱外来は、感染防止策を徹底した上、新型インフルエンザの患者の外来集中に対応することに加え、軽症者と重症者のトリアージにより入院治療の必要性を判断することを目的とする。

○ 感染症指定医療機関

感染症法に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のこと。

* 特定感染症指定医療機関：新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院。

* 第一種感染症指定医療機関：一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。

* 第二種感染症指定医療機関：二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。

* 結核指定医療機関：結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）又は薬局。

○ 感染症病床、結核病床

病床は、医療法によって、一般病床、療養病床、精神病床、感染症病床、結核病床に区別されている。感染症病床とは、感染症法に規定する新感染症、一類感染症、二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症などの患者を入院させるための病床であり、結核病床とは、結核の患者を入院させるための病床である。

○ 陰圧病床

院内感染を防ぐために、病室の内部の気圧をその外部の気圧より低くすることによって、外部に感染症の病原体を拡散させないようにしている病床。

○ PCR (Polymerase Chain Reaction : ポリメラーゼ連鎖反応)

DNAを、その複製に関与する酵素であるポリメラーゼやプライマーを用いて大量に増幅させる方法。ごく微量のDNAであっても検出が可能のため、病原体の検出検査に汎用されている。インフルエンザウイルス検出の場合は、同ウイルスがRNAウイルスであるため、逆転写酵素 (Reverse Transcriptase) を用いてDNAに変換した後にPCRを行うRT-PCRが実施されている。

○ 抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

○ プレパンドミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン (現在はH5N1亜型を用いて製造)。

○ パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン

○ 発熱相談センター

保健所等に設置する電話対応専門の窓口。新型インフルエンザの患者の早期発見、当該者が事前連絡せずに直接医療機関を受診することによるそれ以外の疾患の患者への感染の防止、地域住民への心理的サポート及び特定の医療機関に集中しがちな負担の軽減等を目的とする。

○ 二次保健医療圏

地域における基本的な保健医療体制の整備から、全県的な高度・専門医療の確保まで、それぞれに必要とされる機能の整備と医療資源の有効活用を図るために設定する「圏域」のこと。市町を単位とする「一次保健医療圏」、保健医療の基本的単位としての「二次保健医療圏」、全県を単位とする「三次保健医療圏」があり、「二次保健医療圏」は県内に4圏域 (村山、最上、置賜、庄内) が設定されている。